

第三節 風水害・地震・津波

1 風水害

北部に吉野川、南部に那賀川という2本の大河を擁する阿波国では、古くから河川の氾濫による洪水に悩まされてきた。その痕跡は、文献史料が存在しない先史時代においても、発掘調査の結果から読み取ることができる。

眉山北麓の鮎喰川旧河道に位置する縄文後期以降の集落遺跡「庄・蔵本遺跡」（徳島市庄町・蔵本町）では、弥生時代前期末～中期初頭にかかる紀元前4世紀前半の地層に、巨大な洪水の発生を示す砂層の堆積がみられる。同様の堆積は、吉野川流域の複数の遺跡で広域的に確認されており、集落の一時断絶などの深刻な被害をもたらしていた。この洪水により稲作を支える灌漑施設が壊滅状態に陥ったことが、灌漑稲作経営の挫折と畠作への注力を招き、阿波が畠作卓越地帯となっていく一つの契機となったとされる（中村豊「徳島・吉野川下流域における先史・古代の農耕について」）。阿波の歴史・文化は、その形成初期の段階から、度重なる洪水に多大な影響を受けていたのである。

文献に残る古 文献上で確認できる阿波の風水害の記録で最古級のものとしては、「日本三代実録」の貞観8代・中世の水害（866）年4月7日、風浪の害を受けた尾張・阿波両国の救済のため、正税の稲（阿波では8万束）が貸与されたとの記述がみられる。もともと、これは中央政権による救済措置の記録であり、阿波で具体的にどのような被害が出たのかについては明らかでない。

地元の立場で様相が伝えられるのは、仁和2（886）年8月の吉野川洪水が最初となる。記事を載せる「吉野川一元西林村古記録」（徳島県災異誌）によると、この水害で吉野川はその河道を変化させ、高越山麓に近い岩津の淵（阿波市阿波町岩津）を流れるようになったと伝える。仁和2年8月7日には実際に京都で暴風雨の被害が記録されて

おり（日本三代実録）、同じ低気圧が阿波に洪水をもたらした可能性も考えられよう。さらに同「古記録」には、承徳2（1098）年にも吉野川で洪水が起こり、岩津の岩浜と呼ばれる地形が醸成されたことが記されている。これらは地形に影響を与えるほどの規模であったため伝承として後世に伝えられたが、記録に残らない小規模な氾濫は、吉野川流域で毎年のように生じていたものと思われる。

もう一つ、中世の洪水を物語る記録としては、那賀川流域の和食町（那賀郡那賀町和食）にかつて所在した無量院の薬師如来像裏板に残る墨書銘が知られる（小杉楳郎『阿波国徴古雑抄』）。元応元（1319）年9月17日に執筆されたこの墨書によれば、無量院は徳治2（1307）年6月中旬に発生した大洪水によって伽藍・本尊を流失する被害を蒙ったが、墨書の執筆者である僧性弁の勧進によりようやく再興に至ったとされる。吉野川の陰に隠れがちではあるものの、再三にわたり大規模な氾濫を引き起こしてきた「暴れ川」として的那賀川の姿を、この墨書にうかがい知ることができるだろう。

天正10年の 江戸時代後期の文化12（1815）年に成立した藩撰地誌「阿波志」によれば、戦国末期の阿波では天吉野川洪水 正7（1579）年・同10年・同12年と、短期間のうちに3度にわたる洪水の被害を受けている。これらのうち天正10年に起きた洪水は、阿波三好家の十河存保が籠城する勝瑞（板野郡藍住町勝瑞）を長宗我部勢が包囲するという特異な状況下で発生したことでよく知られている。

天正10年8月28日、板東郡中富（現藍住町東中富）の地で行われた「中富川の合戦」で大敗を喫した十河存保は本拠勝瑞へと撤退し、周辺の町家を焼き払った上で籠城に入る。一方の長宗我部元親は、2万人と伝えられる大軍勢を率いて勝瑞へと押し寄せ、周囲を取り囲んだ。洪水が勝瑞を襲うのは、両勢の対峙が続く9月5日のことである。

九月五日に、大雨大水出で申し候時、元親は勝瑞の町の北の川端に瀧音寺と申す僧寺は、瓦葺きの大きな寺を陣に取り、惣人数は勝瑞の町焼跡に陣を取り候。水窪なる故に、元親の陣所へ通なく候所に、森志摩守船五艘にて兵糧を入れ申すに

付きて、貳万人の者は船はなし、陸地は水深し、事の外氣遣い仕り、水干落ち候と、則ち噺い(おつひ)を入れ、政安公(正安)は城を御退き候。

右は、当時勝瑞に存保方として籠城していた二鬼嶋道知(仁木義治)が後に執筆した「昔阿波物語」の記述である。そして、この洪水の記述は、敵対する長宗我部氏の旧臣高島正重が著した「元親記」にもみることが出来る。

さて、十日ばかり有りて大水出たり。阿波下郡一海に成る。折節船は無し。諸陣の通路絶えけり。本陣は城の戌亥に禪寺の伽藍有り。此の寺の棟に櫓を上げさせ、元親(元親)卿は諸陣の攻口を守りて居たり。元親卿小者に岩右衛門・金八とて、川立の上手有り。此の二人の者を泳がせ、昼夜仕寄せの所を見せらるる。勢(勢)楼を山のごとく組み上げたれば、大水にも攻め口緩めず。斯くの如き大水なれば諸陣に火を焼く事ならず、皆飢えに及ぶなり。本陣は地形高くて水付かず。本陣にて炊かせ、筏に積み、右二人の川立の者漕ぎ廻りて、一日に一度ずつ三日諸陣へ(く)賦(あ)られたり。(中略)かくて水湛ゆる内に、牟屋(牟屋)より志摩守船二艘押し登り、城への兵糧を入れんとす。攻め手の武者、此の船へ鉄炮を打ち懸ける。水主以下射殺さる者もあり。やうやう城の裏の門口へ降ろし捨て、船は押し帰る。此の水、四・五日有りて干落ちる。

勝瑞周辺は、西に8kmほど隔てた第十(名西郡石井町藍畑)で吉野川が分流し、北東に向かう本流(現旧吉野川)と、そのまま東に下る支流の別宮川(現吉野川)との間に形成された中洲にあたる。その地勢は、盛土を施した微高地に位置する勝瑞城でも標高約4m、周辺の城館・城下町推定地は2〜3m程度の低地で、舟運等に至便である一方、たびたび吉野川の氾濫による被害を受けていたであろうことは想像に難くない。

しかし、先のない籠城を続けていた阿波三好家は、この地勢もたらした浸水に救われることとなった。城下町の焼け跡に居陣していた長宗我部勢は浸水で身の置き場を失い、城下北部竜音寺の元親本陣との通路も絶たれる。対する籠城勢は、土佐泊城(鳴門市鳴門町)を拠点とする森村春から、舟による兵糧の支援を受けることができた。そして、この洪水で継戦の意志をくじかれた長宗我部勢が休戦に同意したことで、十河存保は無事に讃岐へと退去するるのである。

阿軍記が書き載せる天正10年洪水の記事は、「阿波下郡一海に成る」ほどの吉野川氾濫の猛威とともに、自然災害の渦中でも継続された戦国合戦の様相をも生々しく伝える、極めて興味深いものと言えるだろう。

2 地震・津波

ここでは、古代・中世の文献史料から確認される、阿波に被害をもたらした地震・津波について取り上げる。広く知られているように、阿波は四国南方沖の南海トラフ(災害編第七章第二節参照)を震源に発生する「南海地震」の影響を強く受ける地域にある。この南海地震は約100〜200年の間隔で周期的に発生するため、そのたびに被害がもたらされてきた。本章第一節の冒頭で触れたように、天武天皇13(684)年10月14日に起きた白鳳地震、仁和3(887)年7月30日の仁和地震では、畿内・四国の近隣諸国において、主に津波による重大な被害が伝えられている。阿波の状況に言及した文献は残されていないが、相当な被害が発生していたことは間違いないだろう。

康安南海地震

文献上で明記される阿波における地震被害は、康安元(1361)年の康安南海地震に関するものが初見となる。同年6月に発生したこの地震のマグニチュードは8.4と推定され、京都の東寺(京都市南区)、摂津の四天王寺(大阪市天王寺区)の堂舎が倒壊するなど、畿内から北海道諸国にかけて様々な被害が記録されている。その中でも、「太平記」にみえる次の記述は、この時に生じた津波の威力を端的に伝えるものである(参考「太平記」)。

同年六月十八日巳の刻より同十月に至るまで、大地おびただしく動きて、日々夜々に止む時なし、(中略)中にも阿波の雪の湊と云う浦には、俄かに大山の如くなる潮漲り来て、在家一千七百余宇、悉く引潮に連れて海底に沈みしかば、家々に有る所の

僧俗男女、牛馬鶏犬、一つも残らず底の水層と成りにけり

ここに登場する「雪の湊」は、海部郡の由岐湊（現海部郡美波町由岐）に比定される。古くは「平家物語」にも「結城の浦」として名前が見え、阿波南部の中世港津として栄えていたと考えられるが、津波により壊滅的損害を受けているのである。「阿波志」には、地震で生じた地割れが元とされる「雪池」や、津波による溺死者を弔って康暦2（1380）年に建立されたという「康暦碑」など、康安南海地震の伝承を伴う由岐の土地・史跡が立項される。いずれも真偽は不明だが、地震の衝撃が4世紀半もの年月を経ても語り継がれるほど凄絶なものであったことはうかがい知れよう。また、同じ「太平記」には、康安南海地震に際しては、鳴門の海水が干上がるという異常現象が起きたことも記録されている。にわかには信じ難い話ではあるが、紀伊水道の対岸にあたる撰津難波浦（現大阪市中央区沿岸部）でも同様の事象が起り、その直後に津波が押し寄せたとされていることから、津波の前兆となる潮位変動がやや誇張を含んで伝えられたものとも考えられる。

永正9（1512）年8月、阿波南端部の海部郡穴喰浦（現海部郡海陽町穴喰）を襲つたとされる穴喰浦の永正津波

津波である。この災害に関しては、「穴喰浦成来旧記之写」、あるいは「穴喰浦旧記」などと題される、同一の底本から派生したと思しき写本群がほぼ唯一の情報源といえる。ここでは、幕末期の穴喰浦組頭庄屋田井宜辰よしたかの手による写本（猪井達雄ほか「徳島の地震津波―歴史史料から―」より、被害の概略を伝える部分を次に掲出する。

当浦の儀、永正九年八月に洪浪入り、惣処残らず流失す、処の城山へ逃げ上る者数拾人なり、南橋より向こうの町分も残らず流失す、然れども此の所は山近く、多くの死人これ無く候、橋より北分の町家は多く痛みこれ無く候得ども死人多くこれ有り候、およそ其の節両所の老若男女とも三千七百余人なり、相助かる人一千五百余人なり、橋より向こうの町家残らず流失し、土地ごとごとく掘れ一面の川成り、在処残らざるにつき、相助かる両町の者相集い、城主藤原朝臣下野守元信公、同穴喰村村

主藤原朝臣孫六郎殿、御阿殿諸寺諸社は申すに及ばず、町家も残らずそれぞれ町並にして御取立て下され候

穴喰は阿波南部では鞆（海部郡海陽町鞆）に次ぐ重要港津であり、主に南方の山々が産出する木材の搬出港として機能していた（「兵庫北関入船納帳」「兵庫県史 史料編中世5」）。その穴喰に流入した「洪浪」は特に南町（穴喰川南岸部か）に甚大な被害を与え、多くの溺死者や家屋の流失を発生させたのみならず、地形すらも「川成」へと変化させてしまうほどであった。なお、被害地の復興にあたっては、同郡一帯に勢力を誇った地域権力海部氏の一族とみられる藤原下野守元信と穴喰村村主藤原孫六郎が支援を行ったという。

これほどの被害をもたらしたとされる永正津波だが、不可解なことに津波発生的前提となる地震についての記述は伴っておらず、また当時地震や津波が発生したことを裏付ける他の文献も存在しない。そのため、永正津波については暴風雨による高潮とみる見解（『阿波海嘯誌略』）、あるいは旧記の信憑性そのものを疑問視する見解（石橋克彦「永正九年（1512）六月九日の地震と同年の穴喰洪浪に関する諸問題」）も示されている。近年では、この津波を海底地すべりによる局所的な津波と想定する説も提示されており（馬場俊孝ほか「海底地すべりを波源とした1512年永正津波の数値計算」、今後の議論の進展が期待される）。

「阿波志」収載の地震伝承 最後に、徳島藩の儒者佐野山陰の手で編纂された地誌「阿波志」にみえる、豊臣期の地震伝承を紹介の地震伝承 しておきたい。

まず「阿波志」巻一の「災祥」の節には、「十一月二十九日、地大いに震う、年を踰えて止まず、地裂けること数所」との記事がある。この記述は、従来天正13（1585）年11月29日に発生した「天正地震」の記述と考えられてきた（『増訂大日本地震史料』1）。天正地震は、養老―桑名―四日市断層帯などが震源と推測される断層型の地震で、中部地方から近畿地方にかけて大きな被害をもたらした。とりわけ、地震に伴う山腹崩壊によって飛驒帰雲城かえりぐも（現岐阜県大野郡白川村）が城主内ヶ島氏や膝下の集落もろとも埋没し、消滅した逸話はよく知られている。「阿波志」の

記述が事実とすれば、震源域からはるか離れた阿波でも、地割れや1ヵ月以上に及ぶ余震が発生していたことになる。ただし、この記事に関しては、慶長元（1596）年閏7月に起きた慶長伏見地震の記憶が混同された可能性を指摘する研究もあり（深沢晋治・木股文昭「1586年天正地震における『阿波の地割れ』の史的検討」、その評価については慎重な検討が必要とされよう）。

また、同じく「阿波志」のうち、名東郡を扱った巻之八には、名東郡津田浦（現徳島市津田町）の港口から南へ1里（4km）ほど隔てた沖合にある「亀磯」が立項されている。「御甕^{おかめ}」とも俗称されるこの磯場にはかつて漁村があったが、文禄年間（1592～96）に海没し、住民は徳島城下の福島（現徳島市福島）に移住したという。いわゆる「お亀千軒」伝説（災害編第七章第一節2参照）の類話は、「阿波志」が成立する文化12（1815）年以前からすでに語られていたことが分かる。海没が地震によるものかは明記されておらず、また海没そのものの信憑性も疑わしいが、着想元となるような出来事がこの時期に発生した可能性は否定できない。伝承の原型を辿りうる新たな史料の発掘が待たれるところである。

第一節 徳島藩の治水と消防

内町大火と 『徳島県警察史』には江戸時代における藩内の特筆すべき火災として、60
 その影響 件程が紹介されている。このうち市中は23件と群を抜いて多いが、なかで
 も内町地区は多い。とりわけ天明2（1782）年1月7日の大火は激しかったと言わ
 れている（表60）。この内町大火については、火災の実情を詳細に綴った「天明九年記」（『徳
 島県警察史』）がある。これによると、天明元年正月6日、横町から出火した火事は、瞬
 く間に内町中に広がり、隣接する稲田屋敷・賀島屋敷に類焼し、新町川を越えて富田浦
 の中園地区（現中昭和町）まで延焼し、翌7日の夕方にやっと消止められたと記されて
 いる。ただし、「阿淡年表秘録」では、この火事は天明2年であり、紙屋町から出火と
 ある。史料には必死で延焼を防ぐ人々の姿や懸命に消火活動に携わる「町方御奉行・惣
 役・鳶とびの者・町役」などの姿、さらに強風にあおられ恐れをなす子女の姿など火災の様
 子が詳しく紹介されている。また藩から消火活動で功績があった者に褒賞金が与えられ
 たこと、衣類などの支援物資が届けられたこと、さらに親類縁者・近隣の人々から炊き
 出しなど援助の手が差出されたことなど、藩や庶民の取組みも数多く紹介されている。

またその後、内町ではこの教訓から火災に強い町づくりも行われている。享和2
 （1802）年2月29日には道路から「半間余り」控えて家を建てる案を内町の松浦三郎
 兵衛たちが提出し、通町筋から着手することを決めている。さらに道幅を3間（約5・4

第一節 徳島藩の治水と消防

m)とする案や内町にある牢屋敷を新たに火除地とする計画も出され、新たな町づくりを町奉行や町の有力者らにより進めている。この内町から始まった防火対策はその後の町家建築の手法になったと思われる(『藩法集3』649・650)。文政8(1825)年2月8日の新町火災後の再開発では「此度新町焼失之町々道筋小路分共通町筋之通、都て半間宛て両側とも内手へ引」と内町を手本とする、新しい基準に基づく町家建築を進めている。これら一連の施策はその後の市中の町づくりにも多大な影響を与えたと思われる(『藩法集3』670)。

作事奉行と火消し

藩内には火災が発生すると作事奉行を中心に繕奉行や御大工・諸職人が火元へ駆付け(俗に「駆付」と呼ぶ)

火消組織があった。しかし天明2年の内町大火では消火活動に従事するべき御大工や諸職人が集まらず、十分機能しなかったとされている。そこで同年3月24日、藩の火消体制の基本となる享保18年に出された「御作事奉行之面々より差出候書付写」(『藩法集3』1417)を再度触れ出した。そこには、①当番の繕奉行2人は目印である幟(昼)と高張提灯(夜)を分けて建て大工・杣らを統括する、②棟梁・杖突は大工・杣人・屋根屋をまとめ、繕奉行の指示を受け消火活動にあたり、消口(破壊する場所)の設定に十分配慮する、③火事場へ出仕する大工・杣人たちの年齢は原則として18歳から65歳までとする、④消火に当たる大工・杣人・屋根屋などの職

表 60 内町の主な火災

年号	西暦	日 時	事 柄
寛文7	1667	7月27日	内町紀伊国町米屋喜三右衛門宅より出火、(中略)御役者屋敷・侍屋敷共合14軒、内町家数420軒、此丁数19丁58間、残家数25軒。
延宝3	1675	3月2日夜	新シ町より魚ノ店まで焼尽くし、被害家屋およそ150軒。
享保9	1724	4月16日 寅刻(午前4時頃)過	内町3丁目浜屋弥三右衛門より出火。左右へ焼け、片側1丁焼失。
享保10	1725	12月28日 亥刻(午後10時頃)	通町横丁中程より出火。左右類焼し、丑の刻(午後2時頃)消火。
享保12	1727	10月7日夜	内町・新シ町より魚ノ店まで焼失。
天明2	1782	1月7日暁	紙屋町より出火、瞬く間に内町を焼尽くし、隣接する稲田・賀島両屋敷に類焼、富田浦の中園地区をも巻き込む。
弘化4	1847	11月7日	紙屋町1丁目の剣先借家より出火。

「阿淡年表秘録」「徳府世情ひかえ」より作成。

人を4組に分け、大工は「大」の字、他の者は「対」の字を付けた黒い頭巾を着用する、⑤鎮火後の引上げは、繕奉行の統率のもと一糸乱れず行進する、など繕奉行を核とした統率された藩の火消組織(駆付)が示されている。

また「御山下罷在諸職人火事之節罷出申人割覚」(『藩法集3』1417)には御山下の火災時には大工・瓦師・木挽・左官・鍛冶屋・桶屋など職人626人が召集され、城内の「御城内表方」をはじめ、「御同処御奥方」「御同処御畳御櫓」「西之御丸御表」「御花島」「徳島御目付屋敷」「御繕処」「鍛冶御蔵」「東富田御屋敷」「西富田御屋敷」「住吉島御材木屋」などへ出動することが決められている。その内「火之元」へは大工・木挽100人と、大工杖突2人を含む102人が派遣され、鉦60挺・熊手20本・鋸10枚・突倒10本の火消道具が渡され消火活動を行っている。

町奉行と町火消し

藩内には作事奉行を中心とする火消組織(駆付)の外に、町奉行を中心に構成された火消組織があった。町奉行は、御山下のうち「町方」の地域を管轄し、市中で起こる様々な事柄にかかわる重要な役職であるが、火事についても同様であった。

元禄13(1700)年8月28日の「町方勤成来書」(蜂須賀家文書)には、配下の町同心たちが火の用心のため市中夜廻りを行うことや、毎年10月には家々の「天水」を確認するとしている。また、御山下の火災時には、奉行は取次御鉄砲之者・町同心・町役人(町火消役の町人)を引連れ、鉦・鋸・掛合・槌・釣瓶・水溜籠・とじ合筵・団・芋綱・竹梯子・柄酌・長鷲口・熊手・水鉄砲などの火消道具(写真116)を用いて消火にあたるとしている。なかでも町下代や町同心杖突には、長鷲口を扱う者(髪結の者)を配し、

2 史料にみる城下町の火災

徳島の城下町は、城のある徳島を中心に、新町川・助任川・寺島川等の吉野川河口部右岸の支流に囲まれた、寺島・出来島・常三島・福島などの島々と、眉山の東側に広がる地域で、江戸時代初期に建設された新しい町である。城を中心として配置された武家の集住地とともに、寺島の内町と富田の新町という商人町を含む御山下ごさんげと呼ばれる阿波国

最大の町場であった。火災は、集住が進むと類焼が広がりやすくなり、大火となる危険性が増す。特に急速に無秩序な状態で町が広がると被害がさらに拡大する。

徳島の城下町での火事について、藩の公式年表である「阿淡年表秘録」は、藩士および藩役所の火事を中心に記述しているが、大火と呼ばれる火事についても記述がある。史料からみえる城下町の火事についての記述は表65の通りであるが、太字で書かれた大火の記述がある火事は、寛文7（1667）年をはじめ、延宝3（1675）年、貞享2（1685）年、貞享5年、享保9（1724）年、享保10年、享保12年、天明2（1782）年、天明5年、享和元（1801）年、文政7（1824）年の11回起きている。この内、寺島の内町での大火が7回、新町の大火が4回である。

この内、文政7年の大火は「かどや日記」（史料112）に記録がある。

（文政7年）12月12日朝8時半時（午前3時）ごろ、新町橋筋のそば屋何某・畳屋何某を火元に大火となった。西は西側2、3軒通り焼け、北は新町橋筋2、3軒を残して全て焼け、東は一円類焼、南は大工町片側残り、紺屋町1軒通り残り焼ける。土蔵は焼け残るものが多かったが、焼け落ちたものもあった。昼8時（午後2時）ようやく鎮火した。

魚町のしじら屋清兵衛の店も類焼したが、道具や商品の多くは持ち出すことができ助かった。清兵衛方は5日で仮店舗を整え商売を始めたという。

この大火後、市中では付け火（放火）が有り、見つけ次第消火にあたっていた。その中に東光寺（市中寺町）鐘堂への付け火は鐘より上が焼けており不審である。それ以外にも所々で付け火があったため、昼夜の自身番が100人余も出たが、数回付け火が起ってしまったという。これは高松で牟払いがあり、盗賊100人余が当阿波国へ入り込んだためという噂があり、その年中に20人が召し捕らえられたという噂もある。

この大火を「阿淡年表秘録」では、「東新町から出火し、西北の風が強かったことにより類焼が広がり、932軒、納屋204カ所、土倉24カ所の被害があった」と記しており、火災のみの被害としては江戸時代で最大である。「か

第四節 火災・海難

表 65 史料にみる徳島城下町の火災

和暦	西暦	月日時刻	火元	被害
寛永元年	1624		一宮村(現徳島市一宮町) 焰硝蔵奉行箕村市大夫宅	御蔵焼失、焰硝蔵は田宮へ移り、この地は渡辺某の別荘跡地であった
寛永17年	1640	春	長谷川小左衛門宅	峻徳院殿(至鎮) 御感状、瑞雲院殿(家政) 御書を焼失、御書の書き替えを願ひ、元の筆者(浅山又兵衛)の調査を行う
慶安元年	1648	11月14日夜中	中村美作宅	沖須浦へ飛び火、御召し船6艘焼失
寛文7年	1667	7月27日	内町紀伊町米屋喜三右衛門宅	稲田九郎兵衛、蜂須賀式部、蜂須賀隼人、稲田三郎兵衛、御殿者屋敷・侍屋敷とも合わせ14軒、内町家数420軒、この丁数19丁58間、残家数25軒、この大火の使者広田又之丞江戸へ行く
延宝3年	1675	3月2日夜	内町	新シ町より魚ノ店まで焼失。家数154軒
貞享2年	1685	3月26日夜	新町免許町北之方裏	翌日淡路町まで焼失、家屋家数467軒
貞享5年	1688	正月26日夜	大工町	西船場悉焼、261軒焼失
享保6年	1721	閏7月1日夜 丑中刻	瓢箪島青山助左衛門宅	風激しく御花島御殿より西御丸乾方4間に7間の御番所焼失、万次郎君・佐賀姫君寺町持明院へお立ち退き、それより福島会所に入る、お花島御長屋6軒焼失、南の方折れ廻り御長屋残る
享保7年	1722	3月22日夜半	富田御屋敷 焼失	大蔵所・会議所焼く
享保7年	1722	12月7日 朝7時半過ぎ	徳島会所	6つ時鎮火、御門まで残る
享保9年	1724	4月16日雨天、 寅刻過ぎ	内町三丁目浜屋弥三右衛門	左右へ焼、片側町丁焼失
享保10年	1725	2月27日風雨 亥刻	通町小横丁中程	左右へ焼け東の方一軒残り、西の方壺屋家にて焼け止まり、裏谷源太左衛門類焼、丑刻過ぎ鎮火
享保12年	1727	10月7日夜	内町	新シ町より魚店まで焼失、その後魚店東側賀島主水政之願いのおり下さる
享保12年	1727	12月18日	福島会所 焼失	
天明2年	1782	正月7日暁	紙屋町	稲田・賀島類焼、内町大火、飛火にて富田浦中園焼失
天明5年	1785	2月2日 寅中刻	新町橋筋	東側より広瀬権大夫横手角、横手筋籠屋町まで焼け戻り、未中刻鎮
享和元年	1801	2月14日	西横町	内町大火
文政7年	1824	12月12日 卯刻前	東新町	西北風烈数大火、総竈数932軒・納屋204ヶ所・土倉24ヶ所、但し御届1398軒町家内・13軒取崩・77軒納屋・24ヶ所土倉
天保5年	1834		藍方役所・大工町で付け火	昨年以來郷中一円で差し火あり。3月28日火罪となる
弘化2年	1845	10月5日	西新町 大火	大きな類焼を防ぐのに成功する
弘化4年	1847	12月9日	東新町嘉兵衛方2階	
嘉永7年	1854	11月5日		徳島内町・新町の大半を焼く大火(安政地震の項にて詳述)

『徳島県史料第1巻阿淡年表秘録』『阿波志』『徳島の歴史地理2』『かどや日記』より作成

どや日記」の記述では、新町橋筋のそば屋及び畳屋を火元としているが、一方で高松藩での囚人釈放により阿波国に盗賊が集団で入り込み放火をしているという噂があり、町の番人が警戒に当たっているという。火元は、天災や不注意によるものだけでは無く、放火という故意による人災もある。

こうした放火に関しての記述は、「かどや日記」に散見される。文政4年大晦日東覚田村(現名西郡石井町)恭左衛門家での付火の噂や、文政10年正月12日には、女親子の家に強盗が押し入り家に火をかけるという事件の記述がある。天保4年には近在で付け火の発生により自身番が夜回りをしていること、翌5年3月28日には、藍方役所小屋および徳島城下大工町で付け火による出火があり、犯人は御上の怒りが強く火罪(火焙りの刑)、また同時に西麻植村(現吉野川市鴨島町)でも近年に28件もの付け火を白状した者がおり、獄門の刑(さらし首)に処せられたとある。幕末が近づき、治安の悪化による動揺が阿波国の社会全体に広がっていた状況が読み取れる。

「かどや日記」には放火以外の原因による出火も散見される。文政12年6月には、諏訪村(現名西郡石井町)嘉兵衛宅で葬式の最中、納屋で油での調理中に火災が発生している。また、同月上浦村(現名西郡石井町)宇治郎宅でも、くど場(台所)から火事が発生している。さらに、嘉永5(1852)年7月19日東覚田村多田団兵衛家が火元の火災では湯殿(風呂場)から出火している。薪を使い炊事や風呂焚きをしていた当時、火災の危険性は現在より高かった。そのほか、天保13(1842)年6月14日には天神村(現名西郡石井町)のかど屋元木家の新宅である忠蔵の居宅に落雷があり、忠蔵の母が即死し居宅が焼失するという火災が起きている。弘化3(1846)年7月6日に起きた和歌山城が落雷で焼失した火災も記録している。火災は、現在と同じように様々な原因で発生しているのである。

そうした中でも文政7年大火での魚町のしじら屋清兵衛のように、店は類焼により全焼したが機転により商品等を助け出し、わずか5日後には仮店舗で商売を始めるようなたくましい商人の姿もみることができる。

3 別宮浦の火災

次に別宮浦（徳島市川内町）森家文書（県立文書館蔵）から別宮浦での火災について具体的な様子をみていこう。

別宮浦は、吉野川河口左岸にあり中世から港として発展していたといい、近世には別宮河口番所が置かれ、海上から吉野川へ入る玄関口にあった。朝鮮出兵・関ヶ原合戦・島原の乱などの際、加子役としての水夫や船の徴発を行い海上輸送を担ったり、蜂須賀家の参勤交代に利用されたともいわれる。

文化14（1817）年の板野郡代岩崎猪源太による覚書によれば、別宮浦には、加子本役32人4歩2厘が掛けられていたが、その内8割の25人9歩3厘6毛分を当分免除としている（史料113）。加子役は安宅役とも称し、浦に住む加子に藩の船を漕ぐ労役を課したもので、周辺地域の漁業権を与えられ、浦ごとに一定の役が掛けられた基礎的な

税の一つである。加子役はその後銀納化され1人役が年間銀20目であったが、別宮など徳島城下近隣の浦では、実際に参勤交代時の藩船を漕ぐ要員として駆り出されることも多かった。この加子役が8割も免除された原因は、別宮浦で度々大火や水損があり、加子たちが困窮して生活が立ち行かなくなっており、藩もそれを認めざるを得なかったからである。

年代は不明だが、別宮浦の庄屋森当左衛門が板野・勝浦郡代の手代に送った願書には、40年間で7度の火災がありその内4度は大火となっていること、さらに、今回の大火で別宮浦に50軒ほどあった加子の家の内半数以上の27軒が焼失してしまったという状

況で、藩から当面の飯代となる手当を得たが、このままでは浦自体が成り立たなくなることを訴えている（史料114）。こうした度重なる火災による加子の困窮こそが、藩による加子役8割減免を許可せざるを得ない状況にまで追い込んでいたのである。

このほか別宮浦森家文書には、別宮浦で、元文5（1740）年5月28日25軒の大火があり、その内1軒は庄屋森家、23軒は加子役人の家であった。天明2（1782）年12月29日の火事は8軒の住宅と1軒の納屋が焼けたが、内6軒が加子役人の家であった。このほか年代は不明だが、火事が起きたときに、庄屋等から郡代等への注進状控や藩からの見舞銀受取状等が残されている。漁村である浦では、長屋の加子屋敷に住居することにより、類焼の可能性は増す。別宮浦では、こうした火災が浦の存続にまで関わる問題となっていた。徳島領内には、別宮以外にも富田・福島・津田・沖洲・鶴島・宮島・北浜・南浜・大原に加子が住む浦があり、助任・佐古・二軒屋・福島などは郷町として、多くの商人・漁民などの住民が集住している地域であった。どこも火災に悩まされてきたものと思われ、火災が起きた際には藩に注進状が提出されているはずであるが、こうした記録をまとめた資料はみえない。

4 海難事故

徳島沖の紀伊水道・鳴門海峡は狭い海域で、普段は船の航行に絶好であり、かなり早くから廻船が発達していたと思われる。しかし、瀬戸内海と太平洋の干満の差が激しく、鳴門海峡付近では時間によって潮流が激しく、さらに風の通り道となっていたので、台風などの暴風による海難事故はかなりあったものと思われる。

和田島村（小松島市）の森家文書には、江戸幕府の米を江戸へ運ぶ出羽・越後・越中・越前・丹後・出雲・筑後・豊前・備中・播磨などの御城米船が、瀬戸内海から紀淡海峡に出る際鳴門付近で難破して、和田島を風待ちの港として利用したり、沈没して助けを受けている例が多数見られる。

また、徳島―大坂間の廻船は、2反帆・25石積のごく小さな船から使われており、徳島近海でも小さな海難事故は頻繁に起きていただろう。「かどや日記」の文政4（1821）年3月19日の記述には、「丑寅（北東）の風激しく、海辺では難船や船の破損により死人数知れず。中でも撫養・堂の浦の漁船24、25艘が紀州沖に釣りに出ていたが、2艘だけが助かりそれ以外の船は全て行方不明となり、100人以上が戻ってこなかった。4月上旬に「流水勸請」（水死者の回向を行うこと）を執行し、家族のもの泣き悲しむこと前代未聞である」と記している。

第五節 風水害・干害

1 徳島の風水害・干害

徳島に住むことは、梅雨による長雨や台風等の風水害と向き合って暮らすことである。西北は高山に囲まれ、吉野

川などの大河を持ち、東南が海岸に面した徳島の地形は台風などの影響を受けやすく、水害は身近にある。現在、人的・経済的に大きな被害に至ることははずと少なくなったが、それはこれまでの経験の蓄積と、水害対策として営々と行ってきた先人の努力が報われたのであり、身近にあることとその驚異には変わりがない。そうした経験とそれに対応した対策や社会の様子を知ることが、風水害を忘れる、恐れず、冷静な対処を行うための第一歩である。水害のみならず、日照り続きによる干害やイナゴ・ウンカ・カメムシなどによる虫害などの災害も脅威であった。ここでは、史料が豊富な近世期の風水害および干害・虫害などについて、徳島市内の状況を中心に概観してみる。

藩の祖法とされる元和4（1618）年に発せられた「御壁書」（史料41）の14カ条目に「国中において洪水の時、川成候田島の義、百姓など申し分に及ぶは、即ち御検地帳に其地相改め、当時川相付け方利運たるべき事」とある。阿波・淡路国内で川が氾濫し田畑が流され百姓が訴訟などにおよんだ場合、検地帳を元に、その再開発について考えていくことを定めている。洪水による川成とその再開発が、日常的に行われていたことが想定される。

2 史料にみる風水害・干害

「阿淡年表秘録」は、天正13（1585）年から天保14（1843）年まで258年間の編年体で記録された藩選の年表である。徳島藩士中山茂純が藩主の特命を受けて編纂し、弘化2（1845）年に提出した。編纂物であるため、当時集めた資料によって記述の濃淡がみられる。特に、水害に関しては享保6（1721）年以降記述が定められており、阿波・淡路国内全体の損耗石高、流家・潰れ家・流死人・流れ牛馬などの情報が記されている。それ以前は、次の通りである。

①寛永三（一六二六）年四月八日大風雨。

第五節 風水害・干害

②寛永四（一六二七）年二月淡州日損に付き、お救い米を下さる。

③万治元（一六五八）年八月三日辰刻より御国大風雨、汐浜近田畑損耗（海岸線に近い地域の被害が大きい）。八月十八日夜より大雨の処、十九日晚より二十一日朝まで大風雨、近年の洪水、所々田畑大損（長期の大風雨、近年まれな洪水により田畑に大きな損害が出る）。

④寛文二（一六六二）年六月二十九日より七月二日まで御国大風雨御損耗。但し御城内別状なし。

⑤貞享二（一六八五）年九月御国大風雨洪水につき、歩一半數御免（大風洪水によって歩一（夫役銀）が半分減免となる）。

⑥元禄十四（一七〇二）年八月十六日十七日御両国大雨洪水。

このように、近世初期の水害・干害の記述では、事実を伝えるのみとなっている。そのうち、万治元年の水害は、塩浜（海岸）に近い田畑に損害があり、風雨による水害のみならず高潮による被害が大きかったこと。寛文2年の水害では、阿波国内で大きな被害があったが、徳島城内には被害がなかったこと。貞享2年の水害では、税の一部減免について触れており、初期の水害の内これらが特別に大きな水害であったことが想定される。干害については、寛永4年2月に淡路国での干害被害に対してお救い米を出したという記述のみであり、蜂須賀家の阿波入国があった天正13年から享保5年の135年間に水害で5回、干害で1回の記述しかない。

これに対し享保6年以降、天保12年に至る水害・干害等の状況は表66のとおりである。120年間で阿波国内の水害の記述で65回と、2年に1度以上の頻度で被害が出ており、干害（11回）・虫害（12回）を含めるとほぼ2/3の年が何らかの災害に襲われている。この時期の水害の記述についてまず概観してみると、風雨、風雨出水、風雨洪水、風雨洪水高汐がみえる。出水は小規模でも河川氾濫があったもの、洪水はある程度以上の河川氾濫などがあったもの、高汐（高潮）は海岸近くで高潮被害があったものと考えられる。現在当たり年といわれる年の台風と同じように、享保14年・明和2（1765）年・明和9年・天保8年・天保11年のように明らかに複数回水害に襲われている年も

ある。また、時期的に台風ではなく文化8（1811）年のように3、4月（現在の5月頃）の長雨、天保2年の秋霖雨のように、梅雨や秋雨による被害と思われる年もある。作物の損耗のほか、家・人・家畜の被害を記している年もあるが、最も大きな被害が出ている年は明和9年で、流死人等86人、流死牛馬等31匹、流失家70軒、倒家等9674軒となっている。この時は、洪水による被害のみならず強風等による家屋や納屋の倒壊が被害を大きくしている。

干害等の記述を概観してみると、早魃は享保10年の阿波国早魃という記述をはじめ7回と少ない。阿波国内は水害が多く、比較的早魃にはなりにくい地域といえる。その中で、明和3年・4年と3年後の明和7年に続いた早魃は、損害の大きさも含め社会に大きな影響を与えただろう。虫害の記述は、享保17年夏・秋の「中国・四国・西国田畠虫付稲食べ尽くす」とあるのが最初だが、この年は一般的に瀬戸内を中心に西日本一帯を襲ったウンカなどの虫害と冷夏の影響を受けた享保の飢饉の年とされ、阿波国での被害も大きかった。

さらに、長雨と虫害や苗痛（苗床の病気か）の関連や、干害と虫害や苗痛みとの関連を示す記述もあり、複合的な自然災害の存在を見ることができるといえる。

「かじや日記」には、江戸時代後期に徳島城下及び周辺が直接被害を受けた大水害の具体的な記述があるので、一

第五節 風水害・干害

表 66 阿淡年表秘録にみる阿波の風水害等（享保6年～天保12年）

和暦	西暦	月日時刻	災害種類	被害（損毛、流家・人・牛・馬）
享保	6	1721 8/10、15	風雨洪水	91,955石8斗、99軒、男8人・女1人、牛68匹、馬30匹
	7	1722 6/23	風雨洪水	83,375石9斗余、311軒、男1人、牛馬6匹
		7/10		53,610石7斗余、潰40軒、流5軒、男2人、牛馬3匹
	9	1724 8/23	早損	37,566石5斗8升余、93軒、男2人・女1人
	10	1725 夏	早魃	*161,170石余
	13	1728 秋	風雨	*116,130石半余
	14	1729 8/19、9/14	風雨	94,150石余
	15	1730 秋	風雨	174,375石2斗余
16	1731 8/11	風雨	*127,050石余	
元文	3	1738 6/26	風雨出水	*107,368石4斗余
	4	1739 8/12・17	風雨洪水	63,950石余 中四国・西国も
		8/5	風雨出水	73,495石1斗8升3合、男1人
	5	1740 閏7/1	洪水	69,109石3斗4升1合、男1人、牛6匹
寛保	1	1741 7/21、22	風雨出水	17,984石9斗5升、男4人・女4人、馬1匹
	3	1746 8/23夜～24朝	風雨洪水	51,430石5斗4升余、*男4人・女2人、牛1匹
延享	4	1751 閏6/19	洪水	*90,269石余
	4	1754 秋	風雨洪水	56,318石1斗
宝暦	6	1756 9/5	風雨洪水	55,001石1斗5升余
	7	1757 7/26	風雨洪水大潮	*17,579石7斗余
	12	1762 6/26	風雨洪水	32,007石9斗7合9勺、11人、牛馬7匹、535軒
	13	1763 9/3	風雨洪水	92,140石
	1	1764 8/2	風雨洪水	*60,597石3斗8合
明和	2	1765 4/15-16	洪水	20,585石5斗4升2合5勺
	3	1766 6/26-27	風雨出水	63,288石4升6合 *4人、牛馬13匹
		8/2-3-8	風雨洪水高潮	57,432石7斗7升
	4	1767 6・7・8月	早魃	59,651石9斗7升
	6	1769 8/19	風雨洪水	119,628石6斗6升余
	7	1770 5 閏6・7月	早魃	107,636石9斗4合6勺
	9	1772 5/27 8/20-21	出水 風雨洪水	77,000余石
安永	3	1774 6/23 9/1・2	風雨出水	68,434石7升3合3勺
	4	1775 夏中 7/3	永雨 風雨出水	38,985石6斗3升4合4勺7才
	7	1778 8月	風雨出水	28,935石6升8合1勺3才
天明	1	1781 8月	洪水	30,634石1斗3升5合5勺3才
	2	1782 5月	洪水	43,900石余
	5	1785 3/27	風雨洪水	80,164石余
	6	1786 9月	風雨洪水	81,757石4斗9合1勺9才
寛政	3	1791 秋	風雨出水	100,614石3斗1升3合
	7	1795 7/8	風雨出水	137,567石9斗2升6合5勺5才
11	1799 8/19・9/7	風雨出水	148,450石6斗8升余	

和暦	西暦	月日時刻	災害種類	被害（損毛、流家・人・牛・馬）	
文化	1	1804 7/26 8/29	風雨出水 風雨出水	79,001石6斗7升7合余、男4人・女3人、穡多1人、牛馬18匹	
	2	1805 7月末～	虫付連雨	66,082石3斗余、男11人・女10人、牛馬9匹、1,586軒	
	3	1806 5月・6月 夏・秋	早魃 風雨出水	35,700石余	
	4	1807 秋	風雨虫刺	103,526石余	
	5	1808 閏6/19	大風雨出水	87,030石3斗3升	
	8	1811 3月・4月	雨降続苗痛・夏早魃・虫刺	87,598石9斗2升	
	9	1812	春凍強・夏秋風雨出水	134,674石余	
	10	1813 夏	早魃苗痛・秋虫刺等	88,901石9升8合	
	12	1815 7/6～8	風雨出水	137,602石8斗余	
	13	1816 秋	度々風雨出水	51,659石4斗余	
	14	1817 9/9夜	風雨出水	55,939石4斗2合6勺、男2人、馬2匹	
	文政	1	1818 7/14・15	風雨出水	163,212石5斗7合5勺9才、男9人
		2	1819 秋	虫刺	27,330石3斗3升3勺8才
		4	1821 8/8	風雨出水	11,216石3斗4升5合
5		1822 秋	早損虫刺・風雨出水	33,106石5斗7升9勺4才	
6		1823 夏 秋	早損秋虫刺 風雨出水等	68,664石2斗8升9合	
8		1825 8/13夜～14	風雨出水	24,746石8斗	
9		1826 5/21・22・6/6	風雨出水	75,855石3斗6升6合2勺1才	
10		1827 夏 秋	風雨出水 虫刺	74,487石5斗9升5合2勺5才	
11		1828 8/10・23 秋	風雨出水 虫刺・度々風雨出水	63,400石9斗7升6合8才、男4人・女1人	
12		1829 秋両度	風雨出水	67,835石8斗4升7合9勺、男17人・女4人	
13		1830 度々	風雨出水	27,000石8斗9升2合8勺9才	
天保		3	1832 秋	早損虫刺風雨出水等	45,779石3斗7升7合
	5	1834 8/6	風雨出水	90,233石2斗3合3勺1才	
	6	1835 5/15・21・22 6/19・29・7/23・閏7/6・7-21 7月下旬～閏7/7	風雨洪水 風雨出水	188,097石8斗5升5合8勺1才	
	7	1836 7/7・8 7/8以来	風雨出水 雨天続出水等	87,273石4升2合6勺、男3人・女2人	
	8	1837 6/6・7 8/13・14	大雨出水 風雨出水	46,496石7斗2合	
	9	1838 6/12・13・7/21・26	大雨出水	38,663石5斗7升	
	10	1839 4/25 8/9	大風雨出水 風雨出水	69,598石6斗2升5合5勺	
	11	1840 6/9・10・8/3・4	風雨出水	39,280石4斗1合6勺6才	
	12	1841 秋	風雨出水	130,818石1斗3升9合2勺7才、男3人	
				*沖合浪立、汐嵩高、南風強、大風雨、西風烈敷立毛相痛、海辺村々高潮押入破損所多	

注：無印は阿波国（18.7万石）のみ、*印は阿波・淡路両国（25.7万石）での損害。

部であるが触れておきたい。

①文化14（1817）年9月9～10日の大風雨では、新町橋の欄干が吹き折れ、橋杭も大水で折れ、津田では船に大きな被害が出た。

②文政8（1825）年8月12～14日にかけての大雨洪水では、徳島の山手で山汐（山津波）の様子、大工町・寺町・富田で大水、大工町辺では座敷上へ水場がり（床上浸水）、二軒屋西側山手の上にあった大石が崩れ落ち家4軒を打ち潰したが、幸いけが人はなかった。この洪水で富田八幡神社をはじめ祭礼が延期された（史料115）。

③天保14（1843）年7月7日の大雨洪水では徳島より南方でかなり被害があった。名東の聖童寺（聖幢寺、現在は廃絶）で池の堤が切れ、佐古筋の山手で大水となり、佐古三ツ合あたりから4丁目まで、また西新町にも水が入ったという。大滝山寺町周辺でも大水・大痛みとなり、寺町の寺では練り堀が多く倒れ、大工町付近では座上（床上浸水）となり、熾丁・大道・鷹匠町・淡路町（現秋田町付近）付近では座上3、4尺（約1m）、この付近へ10日に直接行つてみると、1軒残らず水が入ったようであり、至る所に諸道具や米麦を町中に干し並べ目も当てられぬ状況であった。富田の家中（藩士）の家でも座上に水が入らなかった家は5、6軒に過ぎなかった。八万村（園瀬川）では堤が120～130間（約220～230m）ほど切れ、二軒屋でも土手が3カ所切れた。田浦村（現小松島市田浦町）・丈六寺（徳島市丈六町）付近では勝浦川の土手が東西で切れ、田浦村では50軒の内47軒が流失し、死人は28人に達した。丈六寺の一ノ門も倒れ、丈六寺側でも7、8軒の家が流失した（史料116）。

④弘化4（1847）年7月12～14日にかけての大雨で入田川（鮎喰川）殊の外の大水。広野村（現名西郡神山町）で12～13軒の家が流れ、一ノ宮で堤が切れ酒屋では酒蔵が残った外皆流れたという。その近辺で5、6軒の家が流れ死者も5、6人あった。早測村（現徳島市国府町）の下の土手でも4、5カ所が切れたという（史料

117）。

このように、雨の降り方や風の吹き方によって風水害の被害や場所は大きく異なっている。被害を最小限とするためには、正確な情報と準備、また的確な判断が必要となるが、人々が必死でこうした災害と向き合っていたことがわかる。

3 万延元年と慶応2年の大水害

江戸時代末期において、徳島では未曾有の大水害が発生している。それが、慶応2（1866）年8月7～8日と15日にかけて起きた「寅の大水」といわれる水害である。この水害は『大津村誌』の記述によれば、「（前略）大水とも洪水ともたとえ無きよう有様、ただちに南山より北山へ一円土地より各村一文（約3m）以上、木津金刀比羅神社（鳴門市）より、徳島勢見山金刀比羅神社まで海の如し。石段は木津も勢見も三段つかり（後略）」とある。

また、『名東郡史』では井戸村の河野石見氏所蔵の記事として、慶応2年8月5日から7日夜までの水害の被害について次のように記している。郷中損耗地高12万8860石9斗、被災地7万5241カ所、洪水・川成・砂入による損耗5万3624石9斗、流死人2140人、流牛馬1700匹、堤・用水等の被害12万9390間、橋痛み1950カ所、往還道痛み3960カ所、流家1903軒、山崩れ5万4066カ所、流材木3万5130本、流木5万60本、船破損704艘。これらの膨大な損害を復旧・復興するためには、大きな資金・人手が必要であり、幕末・維新期における阿波国の政治・経済に大きな影響を与えたものと思われる。

しかし、この水害には前段がある。寅の大水の6年前万延元（1860）年の水害である。この時は、梅雨時期の5月に3度の大雨があり、板野郡内だけで1万9728石余の損亡があった。流死1人、堤・用水等の被害6146

間(約11・06km)などが吉野川流域などを中心に起きていた。さらに、7月11日から12日にかけての台風と思われる水害は高潮を伴い、河川下流域で大きな被害を出していた。特に川内・松茂の吉野川最下流域における新田地帯では田畑が水につきり、生産物皆無という状況に追い込まれているところもあった。こうした被害が癒えきらないうちに、寅の大水という大水害を迎えることになったのである。

次に、寅の大水の具体的な様子を示す史料として、同年8月11日、平石村(現徳島市川内町)の橋本為太郎から中喜来村(現板野郡松茂町)の大藍商三木与吉郎に宛てて出された書簡を見てみよう(写真132・史料118)。この頃橋本為太郎は、藩で役所勤めをしていたため、8月5日から9日夕方まで徳島に出ており、徳島城下の水害時の様子を見て、三木与吉郎にその概要を報告したのもと思われる。

7日の夜から大水となり、藩の役所前では腰あたりまで水が出た。横町・新シ町・内魚町などの町々でも座上、佐古では鮎喰川の堤が切れ家のノキ近くまでの深水(2mほど)となる。西船場一円・東船場・新町・魚ノ棚では座上1、2尺、轅町では座上2、3尺、大道筋は4尺、定普請町・東富田では座上5尺。死者については9日迄には分からなかったが、二軒屋ではかなり死人有り、下八万では居宅が流失し家族ごと20人が行方知れずだと聞いている。昨年再建され新しい橋となっていた新町橋には材木屋の材木や平田船・大坂廻船の上荷船が流れ掛かり真ん中からねじれてしまった。福島橋は落ちてしまいい通行出来ず。助任付近も極深水、興源寺前石橋付近は首まで水に漬かるような様子。9日迄には、西町・大岡付近の情報は掴むことができなかった。川内付近の鈴江渡し場西側で50〜60間堤が切れる。榎瀬・中島でも大

手堤が切れる。加々須野では堤は切れず。下手の新田(米津・富久等)では堤切れあり、平石村では下手の大枠建て井利(大規模な木造構造の水門)が破損。死者は、平石で6人、榎瀬で3、4人、中島で2人、大松で2人(全て徳島市川内町)、その他は今日まで注進が無いという。

この書簡を見れば、まだ被害の全貌をつかんでいるわけではないが、徳島城下も含め徳島市内の広い地域での大きな災害となっていることがわかる。さらにこの書簡のあと、15日に再び水害が起きている。復旧への糸口さえつかめていない時期での追い打ちをかけたような水害に、人々はなすすべもなかっただろう。

高川原村(名西郡石井町)の学者庄野太郎の「水利二関スル上言」(史料97)は、まさにこの寅の大水に大きな衝撃を受けて書かれた治水論である。冒頭で「急務」として「当年八月七日・八日・同十五日、両度の大水に付、人馬の流(溺)死、資材の流出、五穀の水腐、平地流瘠(土地が流され瘦せてしまうこと)、堤防の決壊、勝りて計り難し、実に重大容易ならざる御事なる故に、富有の者に他邦の米麦買入せしめ、土役(堤防や道・橋などの復旧工事)を起し、窮民を賑救し給う等の義は、在位の君子既に当然の義を上言したもうなるべし」と書き、被害が計り知れないことにより、まず金を集め他国の米麦を購入し人々を飢えから救うことや、災害復旧工事を起こして人々に職を与えて救うことなどは、たくさんの方がすでに藩主へ上言しているだろう、というところから書き出した上で、自分の専門である河川の治水論へと展開させている。長い水害の経験からこうした復旧・復興へのプロセスは、もはや当然といえるところまで成熟していたのである。

第六節 地震・津波

1 徳島の地震・津波

阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする近年あいつぐ地震災害を契機に、南海トラフを発生源とする地震への懸念が高まっている。南海トラフは、北東端を駿河湾内、南西端を九州東方沖まで約700km続く深さ4000mの溝状の海底地形で、紀伊半島から四国の南方沖合約100kmの海底を日本列島にはば並行に走る。フィリピン海プレートが日本列島の下に沈み込む境界に当たり、これまで、1000年から1500年に1度マグニチュード8クラスの巨大地震を繰り返してきたといわれている。

この南海トラフと正面で向き合う徳島では、少なくとも江戸時代の宝永4(1707)年10月4日の宝永地震、嘉永7(1854)年11月5日に発生した安政地震、昭和21(1946)年12月21日に発生した昭和地震の3回に確実な記録がある。宝永地震と安政地震の間隔が147年、安政地震と昭和地震の間隔が92年であることから、そのような周期で再び南海トラフを発生源とする地震・津波の発生が懸念されている。

地震・津波による災害は、他の災害に比べて比較的周期が長いため十分な対応が取られずに来た感があるが、近年国内で相次ぐ地震・津波による災害をきっかけに、南海トラフを震源とする地震について活発な議論が行われている。ここでは、南海トラフを震源とする地震のみならず、江戸時代の徳島県内に被害のある資料を取り上げながら、徳島市内の状況を中心に検討していきたい。

2 慶長の地震・津波

慶長9(1604)年12月16日に徳島に被害をもたらした地震・津波については、南部において複数の記録、石像物などが残されており、その存在は明らかであると思われる。

宍喰浦(海部郡海陽町)大日寺に残された「円頓寺旧記」の中に記された「慶長九年十二月十六日大變年代記」によると「宍喰浦において辰半刻(午前8時頃)より申上刻(午後3時半頃)にかけて大地震が起こり前代未聞の大変であった。西上刻(午後5時半頃)月の出の頃より大波海底さまざまに惣所(町)中の泉よりいづ湧き出るところ2丈(約6m)余上り、その外地さけ泥水湧き出し、さてさて言語を絶する大變」とあり、地震・津波とともに大規模な液状化現象があったことも記している。

しかしこのときの被害は、津波による建物の流失や流死人が多く、鞆浦

(海部郡海陽町)の「大岩慶長・宝曆地震碑」(写真133)には、地震の記述はなく、大海3度鳴るといふ鳴動があったことを記し、その後高さ10丈(約30m)もの津波が7度あり、男女100余人が流死したことを記している。「大變年代記」においては、宍喰浦の4カ寺の旦那中で136人、全体で1500人余の犠牲者があったことを記している。

さらに、海部郡地域の地誌である「海部取調廻在録」(岩村家文書・県立文書館蔵)には、浅川村(海部郡海陽町)の記述において「浅川村は、慶長以前は磯ヶ浦の内なりしが、磯ヶ浦は千余軒の氏戸ありしが、慶長九年の震汐にことごとく損亡しければ、この小荒れ地を開き立て浅川浦と名付けしと伝う」とある。さらに、浅川浦天満宮の慶長8年

棟札の裏書きに、鞆の東光寺住職恵佳の書として、この津波は「土州甲浦かんこうら、由岐を限り、海部の内を限って大いに痛むと申すばかり」とあり、海部郡沿岸という限られた地域に被害が限定されていることを記している。このように資料から地震による直接の被害がほとんど見られないため、南海トラフによる地震ではなく、津波による限定的な災害ではないかという説もあり、現在も再検討が行われている。徳島市域では、現在まで慶長9年の地震・津波に関する資料はみられず、実態や被害はわからない。

3 宝永の地震・津波

宝永4（1707）年10月4日8ツ時（午後2時頃）発生した、宝永の南海地震は日本国内のかなり幅広い地域で激震が観測され、阿波国にも安政地震などを上回る巨大な津波が押し寄せたことが知られている。東海道沖から南海道沖の南海トラフほぼ全域にわたって断層の破壊が起こったと推定され、記録上日本最大級の地震であるとされている。しかし、その後に起きた安政地震に比べて資料は少なく、徳島市内での被害についてまとめた文献などは見当たらない。例えば「阿淡年表秘録」においても、「御国大地震津波、潰れ家、でき死人多く」と書いているだけで、具体的な数字などは上げていない。

宝永地震では、発生が午後2時過ぎということもあり、被害も多少軽減されたのではないかとわれている。小松島市

金磯新田の多田家文書「南朝以来地震抄録」（県立文書館蔵・写真134）の記述にある木岐浦岡田氏の記録によると、「10月4日9ツ時（午前11時）から半日ばかり大ゆれ、間があつて大潮が家を流し、船は残らず流された。大綱・小綱（漁具）も皆流された。伊座利・阿部あべ、志和岐は少々汐入つたが、人は死ななかつた。東由岐は4人死、西由岐34人死、太井村1人、木岐9人、日和佐1人（以上海部郡美波町）、牟岐両浦（海部郡牟岐町）87人、浅川129人、宍喰16人（以上海部郡海陽町）、恵比寿浜（海部郡美波町）4人、合わせて185人死す。右潮入時漁船などは沖合にいたので遭難することはなかつた。網などの漁具は、浦々の魚請所にて銀が与えられ、そのお金により漁具や船が調えられた」と書き、津波が大きかつた割に被害が少なかつたことを示している。

「南朝以来地震抄録」には、徳島城下の様子を書いた部分がある。「昼9ツ半（午後1時頃）大地震、一時（約2時間）ばかり後沖より大波押し来たり、新町川筋7、8合に7度、夜5ツ時（午後8時頃）までに押し懸かり、矢三川（現田宮川）近辺の田地上へ材木多く流れ上る。この地震にて田地割れ砂吹き出す。さらに大波が陸へ押し上がるといふ噂が出て、皆米を袋に入れ山々（眉山および郷分の山々）へ御家中・町人・百姓走り上がり、その夜は山にて夜明かし、その後4、5日は度々山へ走り申す」。この津波によって新町川および矢三川で異変があり、矢三川近辺では材木が多く打ち上げられたこと、田地で地割れや噴砂など液状化の様子が見られることがわかる。また、さらなる津波の噂を恐れ藩士も含めた城下町の人々が、眉山など近隣の山に逃げ込んでいる。

徳島市域では、吉野川下流域の寒川新田・竹熊新田（共に徳島市川内町）などの新田地や別宮浦・宮島浦・鶴島浦（以上徳島市川内町）・津田浦（徳島市津田）・沖洲浦・論田浦・大原浦などの港湾地帯、南斎田村・山城屋浜・新浜などの塩田地域などが津波の影響を受けたものと思われる。

徳島市の南に隣接する小松島市域では、金磯新田多田家文書・和田津新田栗本家文書・和田島村森家文書（全て県立文書館蔵）の中に宝永地震で新田の大手堤などが大きな損害を受け、地盤沈下などにより地震発生後28年経過して

も海水の影響を受け作物の収穫がない新田地についての記録がある。徳島市の北に隣接する松茂町でも、笹木野神社文書（松茂町立歴史民俗資料館蔵）などによれば宝永地震によって開発中の住吉新田などで大手囲いの堤が崩され、地盤が2尺（約60cm）ほど下がったという記録がある。こうした海岸に近い干拓新田において、堤の崩壊と地盤沈下は大きな障害となり、再開発が始まるまでうち捨てられたようになった土地もあった。徳島市川内町内の開発予定もしくは開発が始まっていた新田でも同様の状況はあっただろう。

4 寛政の地震

寛政元（1789）年4月16日夜、土佐・阿波・備前など広い地域で地震が起こった。『徳島県自然災害誌』によれば由岐（海部郡美波町）・富岡（阿南市）などの徳島県内の南東部では地震によって土蔵・井利・石垣などの建造物が崩れる被害があり、川縁の田地では地割れが起き泥水が噴き出すなどの液状化を見ることができるとある。和田島村の森家文書には、大地震高潮（小規模な津波か）により村内の萱野に砂が入ったり、新田の堤が破損するなどの被害が出たと記録されている。さらに、小松新田（徳島市川内町）の坂東家文書（県立文書館蔵）には、16日夜阿波で大地震があり、多くの居宅・土蔵が損なわれたことが書かれており、徳島市域でも被害が確認される。

こうした、比較的小規模の地震はこの地震後も何度か起きているようで、「南朝以来地震抄録」には文化10（1813）年10月11日酉時（午後6時頃）と天保8（1837）年5月の2回、「かどや日記」（元木家文書・県立文書館蔵）には文政11（1828）年11月22日夜9ツ時（午前1時頃）に地震発生の記事がみえる。このように、被害を受けるには至らないまでも、嘉永7年の安政地震に至るまで有感地震は複数回記録されている。

5 安政の地震・津波と城下町の火災

嘉永7（1854）年11月5日に発生した地震は、南海トラフを震源域とする巨大地震とされている。この地震などをきっかけに11月27日に安政と改元されたため、約32時間前に発生し、徳島でも記録が残る安政東海地震などを含め安政地震と称されることが多い。この地震による倒壊およびその後発生した火災により、徳島城下は広範囲で甚大な被害があり、徳島市域となる周辺の村々でもさまざまな被害を被った後の社会の対応や復興へ向けての動きなどを示す資料が多く残されている。ここでは徳島市域における安政南海地震に関わる資料を全て網羅することはできないが、地震・津波の規模と被害、城下町の火災と復旧、安政地震と幕末の社会の3つに分けて検討していきたい。

安政地震・津波の規模と被害

残された資料の中で、安政地震・津波の規模はどのように書かれているのだろうか。徳島市内に近しいという。11月4日晴天巳時（午前10時頃）地大いに震い、家に居りがたく人々走り出す。家の棟を見れば波のうねりのごとく、ややしばらくして止みぬ。（中略）翌5日申時（午後4時頃）また大いに震い急に走り出で驚き騒げり。昨日よりは甚だしく障子・襖等も倒れ、建て置きたる物、或いは転び、或いは落ち損ず」とある。同じく多田家文書「世直り草子」（史料119）には「暮6つ過ぎ大いに震う。この時高波2、3度打ち来る故、川近き処よりは山を指して逃げ来る人多し」とあり、川近くでは津波の被害が見えるところもあった。

また、大松村（徳島市川内町）中財家文書の「諸国大地震実録記并御国我等取混シ有姿記」（県立文書館蔵・写真135）には次のような記述がある。

嘉永7寅年11月4日朝辰の下一刻（午前8時半頃）俄に地震ゆり出し、何れも外へ走り出で、火の用心第一に取り片付け居り申す内、所々建家相瘡み申す由相聞こえ申し候。あれこれ煙草4、5服呑むくらの間、ゆり申し候。（中略）翌5日申刻（午後

4時頃)誠に天地覆るよう相見え、その節、夕飯の拵え焚火を消し、火鉢を外に持ち出し、(中略)日の入り相まで

時(約2時間)ほど大ゆり、その節我ら儀は自性寺(大松村

内の寺)へ参り居合せ寺中外へ、庭へ走り出で候ところ、

方丈の内襖・障子ゆり離れ、仁王門ギイギイとゆり鳴り、お

よそ1間半位も屋根もゆり申すように相見え申し候。それに

つき釣鐘も棒に自然とゆり突き当たり早鐘鳴るごとくなり。

石塔もことごと地震動、なかなか庭に居ること能わず、寺の西

屋敷へ垣を潜り出で候ところ、桶屋清蔵居宅ゆり潰れ。

このように徳島城下に近い所で、11月4日は揺れがかなりあり、家が傷むような被害があったこと。11月5日の本震の揺れは、家などが潰れるほどであり、城下の武家屋敷や町屋や石垣等の倒壊によって大きな被害が出ていることがわかる。城下の被害を「世直し草子」から上げると、「内町・安宅・沖ノ洲は揺れが強く潰れ家多し。徳島・福島・住吉島・常三島は揺れが強くお屋敷方(武家屋敷)大損、徳島門台御番所(徳島橋の番所)潰れ、福島門台(福島橋の門)ねじれ、しばらくの間水門より往来する。福島門台番所(福島橋の番所)潰れる。佐古は九丁目から十一丁目の間潰れ家多し」とある。それに対して、「前川・出来島・寺島・新町・富田・二軒屋町は損じ少なく」とあり、揺れの被害には場所によって違いがあることがわかる。

さらに「その夜戌の刻に至り大ゆり(中略)5日夜も20度くらいもゆり、(中略)翌6日早朝に至り承り候は、加々須野・米津新田または別宮辺り、土地一円震り裂け、土砂・水吹き出し鯨の潮吹く地、少々毎に数か所出来、白海の姿に相成り(中略)または土地より砂水吹き上げ候跡、かつ1、2尺より4、5尺かでの地割れ食い違いなどもござ候。

竹須加村中堤1丈も震り下がり池へ吹き出し埋まり、かえって堤より池高く相成り候運びに御座候、金毘羅(宮島金毘羅神社)前堂・回廊潰れ、道筋土地高低相見え申し候。本震後度々余震があったことや、川内町内で土砂や水が噴き出す液状化や地割れがあったこと、また地盤の沈下や隆起の状況を確認することができる。地震に伴う建造物の倒壊、余震、液状化、地割れ、地盤沈下と隆起など地震本体を原因とした被災が吉野川河口に近い川内町で起きている。さらに徳島城下を中心に地震に伴う火災についての記述があるがこれは後に詳述する。

また、このときの阿波国全体の被害集計は、「阿波年表秘録続編」に徳島藩から幕府に報告した具体的な数字があるので掲げて置く。

損耗石高計 8万5004石2斗3升余

内 8万681石7斗6升余 川成・砂入り

内 4322石4斗7升余 立毛損耗

潰れ家 2795軒

内 315軒 侍屋敷

流失家 3801軒

流失家 3570軒

潰れ寺(流失・焼失とも) 48ヶ寺

潰れ社(流失・焼失とも) 101軒

流失米麦 1万1657石9斗

男女流死又は死 150人

地震の時期が11月であったため、農作物への直接の被害は少ないが、洪水・液状化等による田畑の被害、貯蔵して

いた米麦の被害があった。災害の規模に比して全体の死者はある程度抑えられたが、武家屋敷や寺社を含めた建物には、地震・津波・火災により阿波国内で1万軒を越える被害があったのである。

城下町の この地震において徳島城下で最も大きな被害をもたらしたのは火災であった。地震の発生が冬であり、火災と復旧 本震が最も火を使う夕方（申刻＝午後4時頃）であったため地震で倒壊した家屋から出火した。さらに、多くの人が津波等の被害を恐れすぐに近隣の山へ逃げたため、出火へ十分対処することもできず、さらに、西風が強かったこともあり大規模な被害となった。

内町の大半を焼き尽くしたとされるこの火災は、「かどや日記」をはじめ多くの史料に記述があり、史料によって記述がまちまちの所もあるが、その概要を記していく。

まず内町では、暮6ッ頃（午後6時頃）内町魚棚そば屋・通町1丁目中程（西端煙管屋角近くともある）より同時に出火、紀伊国町・中町の町屋が2棟倒れそこから出火したとある。「嘉永七年大地震の記」（酒井家文書・県立文書館蔵）などでは、地震の倒壊により複数の場所で出火しているが、出火まで間があったことから火の始末をしつかり行つてから逃げれば大きな被害にならなかった、と記している。

「かどや日記」では5日の夜、内町・新町・佐古町の人々は食物だけを用意して、着の身着のままで山手（眉山）へ逃れ、金毘羅山（勢見

金毘羅社）やそのあたりには数万人が逃げたという。こうして逃れた人々は城下が焼けるのをなすすべ無く見るしかなかった。

火災は、内町の四方に広がり、紙屋町・中町・八百屋町・通町・新シ町・魚棚・東横町および稲田・賀島の両家老屋敷も焼け落ちた。内町の主要な町筋はほぼ焼けたが、新町橋に繋がる西横町は焼け残ったようだ。川を隔てた藩の長御蔵や新御蔵には火の粉が降ったが燃え移ることはなかった。写真136は、徳島藩の儒者新居水竹の日記に描かれた安政地震における徳島城下内町の焼け跡図であり、内町の大半が焼けた様子がよくわかる。この火災は西風におられ夜通し続き、6日の明け方ようやく鎮火したという。また、城下以外では、上助任および紺屋町で出火があったが早々に消し止められたとしている。また、小松島浦（小松島市）の町場は9割が焼けている。

こうした状況に対して、「世直し草子」によると、藩では内魚町浜手に御救小屋を建設し救済にあたり、寺・神社に祈祷を依頼するとともに、翌安政2（1855）年8月20日には町奉行所から火災類焼の者に対して通達が出されている。通達では、内町大火類焼の者に対して1間口に金200疋（金2分）、御銀主・御目見人・町役人には金の外角材や竹などの建築材料を与えている。また、借家人には御救小屋とともに今後しばらくの間、御救いの粥を与えることを決めている。さらに大工町・新町・新シ町・籠屋町・福島町・富田町などの人々が米・銀などを出し合つて施粥をしていることも記述している。

第六節 地震・津波
また、東端山村（美馬郡つるぎ町端山）庄屋武田家の「御触帳」（県立文書館蔵）によれば、郡里村（美馬市）組頭庄屋曾我部道右衛門から地震翌日の11月6日の書簡で、東端山の潰家や崖の崩壊などの被害状況を尋ねる文書が出されている。さらに、和田島村森家文書の中ノ郷村組頭庄屋鶴羽友次郎の書簡は、地震から4日後の11月9日には和田島村庄屋森全太夫に対し村内の被害状況について尋ねている。こうした組頭庄屋―庄屋のルートが機能して郡さらには藩へといち早く地方の情報が集められていることがわかる。こうして集められた正確な情報を元に、江戸幕府への報告

や復旧に向けて施策が定められていったのだろうか。

安政地震と 幕末の社会 こうした復旧などの動きの裏で、幕末期に起きた安政地震は噂や嘘による人心の混乱を生み出している。また地震・津波は、幕末の社会状況とともにさらなる混乱を起こしている。

前出の「諸国大地震実録記并御国我等取混シ有姿記」によれば、徳島市川内町あたりでは5日の本震に続いて津波が襲うことを恐れていたが、津波による大きな被害はなかった。それは宮島金毘羅神社のお陰によるものという話が広がり神社に多くの人が参詣した。その神社で翌6日朝御籤が行われ、津波が来るというお告げが出て3里(約12km)ほど海岸から離れなければ流死するという占いが出た。その噂が広がり、近隣の人々が皆西もしくは北へ逃げ出し始めた。その状況は常軌を逸しており、多くの荷物を抱え逃げようとして逃れるのに邪魔になり衣類などを道筋に転々と捨てていく状況や、地震後持ち出した戸棚や箆筒をそのまま置いて逃げる者、さらに一緒に逃げることでできない子供や年寄りを生木に括り付け、万一津波で死骸となっても動かないようにする者まで現れたという。逃げた人々は吉野川沿いを西に向かう者、北へ向かい板野郡木津村・松村(共に現鳴門市)など阿讃山脈の山へ逃げる者が見えたが、2、3日で我に返り各村へ戻っていった。しかしその後も、混乱の中逃げたため家族が離ればなれになる例も続出したという。

この宮島金毘羅神社の御籤をきっかけとする騒動は、「かどや日記」や松茂町中喜来春日神社に立つ「敬諭碑」(写真137)の碑文にもみえるが、これらの資料ではこの事件のきっかけは盗賊が流した噂であり、人々が逃げ出した村々では残された多くの家財道具などが奪われたと記している。地震のような大災害においては天災の側面だけではなく人災の側面があることを警告している。

また、宮島浦庄屋坂東茂兵衛は、安政地震が起きた11月中旬に宮島浦内の村掟を定めている。それは、①追善・仏事・婚姻などの宴会を質素に行うこと、②歳末の祝儀・年頭の年玉・中元の祝儀などを質素にして品物の贈答を差し止

めること、③呉服・小間物類など不要品取り扱いの商人出入りを断ること、④浄瑠璃・小唄・三味線の類い禁止、⑤寺社参詣の外、芝居・相撲などの見物は遠慮、⑥他所からの勧化・無縁の合力、花相撲などの禁止、⑦浦内懇意の頼母子講・寄り合いを自宅で質素にすること、という7点を3カ年の間守るようにとしている(史料120)。

これらは、基本的に大地震後、潰家などが多く出たことによつて、経済状況が行き詰まり不況になっていることを前提とした質素・儉約の強化を定めた掟書である。困窮人が増えたため、これまでのような浦内での助け合いも薄情となつたため、質素・儉約を強化しなければ浦内が立ち行かないとしている。こうした細かい村掟は、地震後困窮人が増える一方で、宴席や贈答などを派手に行い、大きな災害後が増える厭世的な行動に出る者があつたことを示すのではないだろうか。

第三節 大正・昭和前期の消防

7 慰霊塔の建設

消防手たちは自己の使命感の下、常に身の危険を顧みず消火活動にあたるため負傷することも度々あった。時には思わぬ事態に遭遇し、死に至ることもあった。「消防夫職に斃る」と明治41(1908)年12月26日付「徳島毎日新聞」

に紹介された八万村の消防夫佐々木満太郎は、防火活動中に誤って「頭部に釘を突き立て」負傷し自宅療養中であつたが、「再昨日死亡」と報じられている。後日行われた会葬には徳島警察署長・村長・学校長・消防手一同・有志ら多くの人々が参列している。また明治43年11月9日付「徳島毎日新聞」には、徳島消防組9番消防手笠原金蔵は「昨夜住吉島に火災あるや身を挺して職務に対し盡瘁中、不幸煙に包囲せられ遂にその職に□る」と消火活動中、煙にまかれ亡くなっている。これら職務中に負傷し時には死に至る消防手たちは、その後も跡を絶たなかつたと思われる。また殉職した消防手たちの法要はその都度行われ、大正14(1925)年5月には徳島市消防組第6部近藤、第8部

黒川・桜川、第9部笠原の4殉職消防手の追悼法要が、県下真言宗17カ寺の僧侶を招き行われている(徳島毎日・大正14・5・1)。

このような状況のなか、警察及び消防両協会本県支部は協力して、「殉職警察官吏・消防手」共同の招魂碑を、昭和8(1933)年7月12日城山中腹に竣工した(写真143)。建設には警察官・消防手をはじめ、県下各地の篤志家から寄付金を募り、徳島市及び付近の警察官及び消防手の勤労奉仕に支えられ完成した。そして細雨の降る同月15日、警察協会・消防協会両支部長をはじめ、金森知事・坂本市長ら多くの人を迎え除幕式・招魂祭が盛大に行われた。この日「英霊永へに鎮まる」とまつられたのは、警察官23人と消防手9人であつた(徳島毎日昭8・7・16)。その後、毎年殉職警察官・消防手の招魂祭は城山中腹の招魂碑前で行われていた。

2 特筆すべき火災

明治から昭和にかけて発生した注目される火災を『徳島県警察史』『普通新聞』『徳島日日新聞』等から拾い出し紹介する。

県庁構内の出火 この火災は明治20（1887）年3月8日の夜、「馬丁」が防寒のため焚火をしようと県庁東長屋の燃料

小屋に燃料を取りに行った時、明かりの火が暖房用の燃料に燃え移り、広がった火災である。

明治20年3月9日付「普通新聞」には「昨夜午後7時20分ころと覚ゆ、諸方の警鐘第一方面の出火を報ずるに、□□ハ火災は県庁近傍と覚ゆ、（中略）此の時早くも火の手ハ県庁構内北手の庭に□る部屋より吹き抜きたり、然るに火廻り斯く早かりしは庁内宿直の人々にて事なく消し止められんと必死の尽力せられしも、何さま燃ゆるに早やき藁に火の移りて屋根裏を吹き抜たれば早や詮術尽たり（後略）」と火災の凄しい勢いが紹介されている。さらに「引崩して消止んとするも、普請手丈夫にてなかなか其事叶わず」と県庁が堅固の普請ゆえ消火活動が難航している様子や「終に北手長屋三十間余り及び東手長屋へ折曲り七間余りを焼払ふ」と延焼の様子を紹介している。消火活動には各消防組や佐古の義組など市内の消防組が総出で消火活動に携わったことが報じられている。また、市川利喜蔵率いる佐古町の義組は最初よりポンプを県庁本門前に据え消火活動にあたり大いに活躍したと報じられている（普通新聞・3・3・10）。

寺町の大火

明治27年4月22日午後3時頃、徳島市寺町の東宗院付近から出火した火事は、周辺の4カ寺16棟を焼失した近年まれに見る大火と言われている。この大火について明治27年4月24日付「徳島日日新聞」には

「一昨二十二日午後三時十分頃当市寺町東宗院本堂下より発火し、同院は固より源久寺、般若院、願勝寺同塔伽藍を悉く烏有に帰し、同六時を以て火の手鎮まりしが、同夜の十時過ぐる頃までも尚全く鎮火に至らざりし、実に近年寺町に於いては珍しき大火にてありし」と大火の様子・経緯が詳細に報道されている。また、消火にあたっては、「久住家のポンプ非常に力を盡せし」とポンプの力が大きかったことや、昼火事にも拘わらず大火となったのは、消防手たちの駆付けが遅かったことが原因ではないかと述べられている。ただし、その後の消防手の活動については「市内百幾十名の消防夫は昨夜徹夜をなして警戒を加へたり、依て市役所より夕飯と夜食の賄を出さんとせし（後略）」と賛辞が送られている。さらに消火活動とともに、本行寺門前では赤十字社による医療活動も行われている。なお、「徳島日日新聞」には徳島警察署の勝浦警部が本行寺玄関で東宗院をはじめ焼失した寺院の住職及び寺男を召喚し取り調べを行った、と警察の並々ならぬ対応を紹介している。

新町の大火

明治28年1月22日付「徳島日日新聞」は「昨曉午前四時二十分新町橋筋より発火し火勢焰々東西南北に延長し、徳島市の中央併も商業の中心なる東西新町の最も殷賑なる箇所を一朝灰燼に帰せしめ類焼五十余戸の多さに及びたり」と新町周辺が壊滅的な被害を受けたと報じている。特に今回の火災は、旧暦の歳末商戦を控えて物品を数多く仕入れていたため被害が大きかったとしている。この火災に対し200余人の消防手は、担当の1番組を中心に果敢な消火活動を展開するが、当時の徳島消防組には「消防警備の器械と方法の完全ならざる」と火災に対応するポンプなどの器械や技術がともなっていなかったため大火になったのではないかと報じられている。また徳島赤十字社が負傷者の治療に尽力している姿も紹介され、大西豊三郎ら3人の消防手が治療を受けたと記されている。なお今回の大火の教訓から、市消防組織を改革し効果的運営をめざすとともに、現在のポンプの数では消火活動が十分に果たし得ないとして、市費を以て早急にポンプ購入を図るべきであるとして、「消防器械の新調修繕及他の需用費の追加についての案件」が同月23日の市会で審議される運びとなっている。

出初式の事故

『徳島県警察史』によれば、大正2（1913）年1月4日、恒例の出初式が県庁前広場で挙行され、引き続き寺島川対岸の中洲町において消火演習が実施された。その時、演習用の仮設小屋の屋上に救護演習中の消防手がいたのに、誤った振鈴を受けた点火係が点火したため、石油に浸されていた仮設小屋は瞬く間に火の海となってしまう。驚いた警察官・消防手は懸命の救出・消火にあたるが救命できず、消防士2人（第1部西野伝吉・第2部黒川武三）、警察官1人が殉死し、消防手3人・警察官1人が負傷する痛ましい防火演習となってしまった。その後、殉死した消防手・警察官は城山に建立された警察官・消防組員招魂碑に祭られている。

西新町の火災

『西新町の出火／焼失戸数四十戸／発火原因は多分放火』と大正4年3月1日付「徳島毎日新聞」に掲載された西新町の火災は、2月28日午前2時30分頃、西新町5丁目の石油問屋庄野五平方裏手の石油貯蔵所と同町小路米穀商坂野與三郎居室の中間にある路地より発火し、石油貯蔵場に燃え移り、貯蔵内の石油缶が爆破し四方八方に飛散し、折からの北風にあおられ周辺に広がり徳島紙合資会社倉庫から敬台寺付近まで延焼した火災であった。この火災に際し、徳島消防組は脇田組頭をはじめ、部頭・小頭・消防手が一丸となり消火にあたっていた。火災現場を見た人々からは「消防手の勇ましき消火振りを感じ居たり」と賛辞を送られている。また、現場へは、蔵本の陸軍歩兵第62連隊及び県立師範学校の消防隊が駆付け消火活動に協力している。被害は全焼36戸・半焼4戸・被害総額2万7500円余、鎮火は午前5時30分頃とされている。なお警察では出火場所は火の気がなく、付近では火災が再三発生していることから、放火の疑いが強いとし、厳しく取り調べを行っていると報じている。

古物町の昼火事

大正12年11月11日付「徳島毎日新聞」に「古物町の真昼火事」と報じられた古物町（現南新町1丁目）の火事は金毘羅神社の祭礼と重なり多くの参拝者と入交り、雑踏の中で消火活動が行われた。10日午後0時20分頃古物町の味噌製造所の室から出火した火災は、徳島消防組の消防自動車をはじめ市内10部の消防隊が駆付け消火活動にあたり、1時間半後鎮火している。この火災の様子は「屋根の上はズブぬれに灰を浴びた消防

隊附近の人々がホースを持ちバケツを運んで防火に努めている。(中略)屋根のトタンは水を浴びる度に黄色の煙を吐いて落ちて行く、七八軒も向こうからホースが屋根を越して現場に流れている」と紹介され、消防ポンプを用いた消火活動を積極的に展開している姿を紹介している。後日ポンプを用いたこの消火活動が十分成果が上がらなかったのではないかとして市会で議論が巻き起こり、ポンプ・ホース増設問題へと発展している。

八万山の火災

昭和3(1928)年2月25日付「徳島毎日新聞」に「警察、消防、各種団体、その他の決死的協力
で消止めた未曾有の山火事」との見出しで報道された八万山の山火事は、22日午後1時頃名東郡上八万村の山上より出火し、午後3時頃には八万村字不動山上の樹林帯から福万谷の山林に移り、さらに火の勢いは谷を越えて「柿谷、長谷の両傍示の山林一帯に飛び火し峰を接する連山数千町歩の雑木林」に広がった、まれに見る大山火事であると紹介されている。当初、この火事に対し徳島消防組は山西組頭以下全員がガソリンポンプなど消火機器を携え警察、軍隊及び八万消防隊と共に防火作業にあたるが、火の勢いが強く当時の消防力では対応できず、ただ「大半は傍観するのみ」という状態であった。その後、徳島市以外の那賀郡中島・板野郡川内村・勝浦・名東の20数組の公設消防組さらに川島・脇町・貞光・板西・小松島の各警察署員・各軍人分会・青年団・一般有志など各方面の協力を得て、24日午前1時頃やっと鎮火している。鎮火の後、24日には横山署長率いる警察署員と上八万・下八万の駐在巡查らが出火原因の調査に入るが、新聞には「あまりの大修羅場の後始末で一寸收拾しがたい有様である」と鎮火後の変わり果てた様子を報道している。被害は実測焼失面積900町歩・損害額50万円と報じられて、消火活動で活躍した徳島消防組・八万消防組には、各方面から多数の金品の寄付が寄せられていると紹介されている。

市役所の火災

昭和5年3月19日午後9時45分頃、徳島市役所庁舎本館から出火した火事は、本館及び議事堂を全焼し11時30分頃鎮火した。『徳島市議会史』第一巻によると焼失面積は、木造瓦葺総2階建て本館1棟など合計356坪7合(1177[㎡])であり、わずかに衛生課など47坪(155[㎡])が残ったとされる。原因は議事堂

隣の協議会のいりり火の不始末と言われている。4月21日には庁舎復旧計画案が市会で議決され、4月23日には県庁が新庁舎に移転した後の寺島町(現徳島市役所所在地)の旧県庁を譲り受け、市役所仮庁舎を設けて行政事務を再開している。また24日に開会した議会において、佐古尋常小学校の火災(昭和3年5月30日)、富田尋常小学校(昭和4年4月9日)、徳島商業学校(昭和4年12月9日)の火災と類発する現況から常備消防の強化を図ることが話し合われ「常備消防班の増設を求める意見書」が可決された(昭和5年3月24日議決第67号)。

新鍛冶屋町の火災

「寒烈風の廿日の曉方、新鍛冶屋町 新町食堂から発火」と昭和13年2月21日付「徳島毎

日新聞」に紹介された新鍛冶屋町大火は、徳島市の中心である富街の繁華街新鍛冶屋町の食堂から発火し、強風にあおられ、瞬く間に食堂及び兼営の美容院を焼き払い周囲へと延焼した。全焼9戸・半焼7戸に至る火災であった。消火活動には西岡徳島警察署長・三木警部補・桜井消防主任警部補指揮の警察隊と大同団結直後の徳島消防組による必死の消火活動が行われ、午前5時半過ぎ鎮火している。なお、この火災はその後の取り調べで保険金詐欺を目的とした放火であったと報じられている。

覚円騒動

徳島県の施工による高水工事は、明治19年に計画が決定したが、西覚円村の引堤工事では民家約80戸が堤敷や堤外地として移転を迫られた。明治20年3月には家屋移転料も決定し、住民もこれを承諾した。しかしこの後においても住民からは引堤工事の延期願いが出されるなど用地交渉は難航した（天野家文書・写真152）。さらにこの引堤工事に人夫が集まらなかったことも重なり、明治20年1月に着工し同年6月までに完成させる予定であった引堤工事は遅々として進まなかった。

また内務省が施工した沈床工（木材等で組んだ枠に石を詰めた根固め）は、当時の最新の水制工法を導入し、徳島では初めて施工されたものであったが、低水工事着工後、航行する舟筏などが沈床工に接触し転覆・沈没するなどしたため、沈床工は危険で恐ろしいものであるとのうわさが広まっていった。

そんな中、明治21年7月31日、降りしきる長雨の影響で吉野川は大洪水となり、9割方完成していた西覚円の新堤防が369間（664m）にわたり決壊した（写真153）。この決壊により死者27人、流失あるいは潰崩人家116戸、560余人が住家を失った。惨害は板野郡西條須賀（現阿波市吉野町）、名西郡瀬部から高瀬、下六條から佐藤塚（以上現板野郡上板町）も甚大な被害を被った。さらに約40日後の9月11日には追討ちをかける洪水に見舞われ、東覚円の堤防80間が決壊し、次いで西覚円村緑地区の切れ残りの堤防80余間が崩壊し、居宅5戸と先の洪水で家を失った人たちの仮小屋41戸が流失するなどの被害が出た。明治8年に築かれた覚円堤防により覚円村と対岸高瀬との間の川幅は180間で、当時破堤の恐れありと騒がれていた。19年に内務

省が川幅を360間と2倍にすべく着工、その未了工事の所から破堤したともいわれたという。

その後、このような大惨害となったのは、徳島県土木課の引堤工事が施工遅延していたうえに、内務省が施工した沈床工が原因であるとして、覚円地区の住民は激昂して暴民化し、荒蕪地の田畑の買い上げ、損害金の下付などを求め県庁へ強訴する覚円騒動と呼ばれる事件に発展した。

県知事酒井明は被害民の窮状を察して政府当局へ救済を乞うこととし、麻植郡川田村（現吉野川市山川町川田）出身の芳川顕正あきまさ内務次官（後の伯爵・内務大臣）にも実情を訴える者があって、内務省から覚円大破堤救済工事費として7万円が下付された。徳島県でも明治21年10月18日、臨時県会を開いて地方税6万9178円1銭7厘を決議した。

さらに明治21年10月21日、徳島県議会に改修工事の廃止に関する建議が上呈され、議論はおおむね次の3派に分かれた。強硬派は大多数で「内務省の沈床工が破堤の原因であるとして、改修廃止要請論」を叫び、中間派は少数で「改修工事が害をしたとしても廃止要請は過激にすぎる、設計変更の要請がよかろう」、反対派はわずかな数人で「直ちに論断するは早計である。各議員がもつと研究するの

がよい」というものであった。

しかし翌22日には、強硬派多数で改修工事廃止が決議され、「徳島県民一般の利害に關し、徳島県会の決議を以て、現時執行中に係る吉野川改修工事廃止の義を建議す、厚く実地の現態を審按せられ、偏に御採納を仰ぎ候也」とする決議書が、徳島県会議長名で内務大臣山県有朋宛て提出された。

これを受け、内務省では、廃止といわず中止としておくのがよからうとの省議で、吉野川改修工事の中止を決定するとともに、第五区土木監督署は速かに広島へ移転すべしと命じた。こうして、内務省が吉野川を全国中の13大河のひとつとして重要視し、予算付けを行った吉野川改修工事ではあったが、見るべき改修成果を残さず明治22年7月に中止に至ることになった。

このことは「いたずらに局部罹災者の声に同情して県会の決議をもつて中止を建議した事は軽率の責を免れない」（徳島日日 明33・1・13）との記事に見られるように大きな後悔となり、明治25年に県下を襲った大水害を始め、かさむ治水費・土木費に音をあげた県および県議会は工事再開に向け種々の運動を展開したが、明治39年に吉野川改修工事国営案が国会を通過し、翌40年に改修工事に着手されるまで再開されることはなかった。

覚円騒動の余波

名東郡北井上村外3村（大字19カ村）では明治11年から、佐野塚村より東黒田・西黒田・北新居を経て高崎村に至る築堤および引堤工事、築堤工事により堤防敷として埋め立てられる飯尾川いのおを鮎喰川左岸へ掘り抜く流路変更を同時に計画していた。この村々では明治6年までは特に大きな水害もなかったが、同7年の出水により被害が発生した。この後、同10～15年までは毎年平均4～5回、同16～17年には6～7回、同18年7回、同19年8回、同21年10回、同22年14回、同23年13回と年々の水害の増加に悩まされ、農作物の損害も相当な金額を計上するようになっていた。明治12年には第十堰を嵩上げすることにより北川筋へ流水を導く計画を井組とともに数年間訴えたが、実現に至らなかった。明治15年頃には流域で築堤論が起り、有志の奔走により翌16年に吉野川の

内務省直轄工事が決定し、この直轄工事で第十堰も嵩上げされることを期待し、21年4月に第十堰分水工事費2万1200余円の内20000円を支出した。ところが21年の覚円堤防破壊のため改修工事が中止となり、支出した20000円は払い戻され、期待した第十堰の嵩上げは夢へと消えた。

しかし、北井上村外3村は22年8月に再度築堤を上願し、11月から翌年12月にかけて合計4300円を納め、24年早々に堤防工事の計画が完了し、用地買収や家屋移転等の協議も成され工事の認可を待つのみとなっていた。明治25年7月には関係村組合を開いて堤防敷地の買収費と南新居・北新居村の境の飯尾川の掘り抜き工事費を全額自費（地元負担）とすることを決定し、先行して飯尾川掘り抜き工事は25年末頃には完了していた（写真154）。

しかし同時期、板野郡藍園村徳命（現板野郡藍住町）を始め栄村中久保・下庄（以上現板野郡板野町）、東中富（現板野郡藍住町）などの別宮川対岸の村々から、南岸のみ築堤工事することに對して反対説が唱えられるようになった。このため県議会においてもこの築堤工事に対する議案がなかなか通らず、「名東郡北井上村外3村は吉野川筋に在て最も不幸の村なり」ともいわれた。なお、明治27、28年の県議会においてもこの築堤工事が議案に組み込ま

第二節 風水害・干害・海難

1 風水害

明治初期の風水害

慶応2（1866）年「寅の大水」の傷跡も癒えきらない吉野川流域では、明治に入っても水害は頻発していた。明治3（1870）年9月には、風水害により吉野川で破堤が起きている。国実村（現名西郡石井町）庄屋近藤家文書（県立文書館蔵）に、明治3年の風水害に関する記録がある。

「9月8日風雨洪水があり、作物に被害が出たと先日報告したところですが、19日に再び洪水があり農作物や田畑に被害が出ました。百姓は年貢上納をするのがなく困っており、田畠の見分をしてほしいと望んでいます。」これは、庄屋近藤栄次郎が徳島藩の民政役所に提出した願書の写しと思われるが、9月中旬に2度の水害があり、迫っている年貢上納の期限に向けて村中が困って役人の見分を望んだものであり、水害の状況を端的に示している。

次に、明治6年10月の水害について、西須賀村（現徳島市西須賀町）井上家文書（県立文書館蔵）を見ると、10月2日夜に出水があり、西須賀村および大谷村・方ノ上村の3カ村が共同管理する大松川の堤6カ所と埵樋1カ所が破損したことを西須賀村堤防総代大平金藏らが堤防取締（県の担当か）に報告している。この年は8月にも吉野川などで洪水があった。この後もほぼ途切れることなく水害は続いていく。

明治17年、国のお雇い外国人であるオランダ人技師で河川改良などを専門とするデ・レーケが、吉野川の状況を見るため、6月12日に徳島へとやってきた。7月4日に徳島を離れるまで約3週間吉野川を実際に踏査した。その後東京に帰り9月23日内務省土木局長鳥惟精に吉野川の調査報告書である「吉野川検査復命書」を提出している。この復命書の冒頭近くに「吉野川調査の期間、吉野川の流れの様子に甚だしい変化を見た。当初の水位はすこぶる低く、そ

の後大いに上昇した。上昇の最高となった6月28日には人を恐怖に陥れるような洪水となり、このために数多くの人命を失うに至った。」と書き、6月28日頃吉野川に水害があったことを記している。この検査報告書が元となり、吉野川は翌18年から国の直轄事業として改良工事が進められることになった。

明治21年の大水害

明治21年の洪水は、吉野川南岸の破堤に端を発した「覚円騒動」という事件を招いた水害として知られている。「普通新聞」によれば、この年7月4～6日をピークに梅雨の長雨となり吉野川や新町川の水位も上がったというが、大きな水害には至らなかった。続いて7月22～23日に中規模の暴風雨が襲い、県西部を中心に農作物等に被害が出たが、大事には至らなかった。全国的な暴風雨だったようで台風の通過によるものと思われる。さらに7月29～31日に暴風雨が襲う。29日午後6時から降り始め30日の明け方には暴風雨となり31日の午後3時頃まで続いた。この暴風雨で、西覚円（名西郡石井町）では吉野川の破堤が起こった。この年の暴風雨はこれだけでは済まなかった。8月30～31日には高潮を伴う被害があり、この時は別宮や金岡新田（徳島市川内町）が破堤をしている。さらに9月10～11日に徳島県西部を中心に大雨となっている。

「普通新聞」8月2日の記事によれば、「同所（西覚円村）の新堤防はもはや九歩通りほど出来上がり居りしに、31日の午前より水勢次第に推し迫りたれば出張吏員必死となりて防御方に尽力せしも、これに抗するの水勢はますます激しく、見る間に該堤防を決して水陸の別なく只一面の大河をこそ現したり」と記している。このときの被害は西覚円村全体に及び、流家・濃家116戸、溺死27人という犠牲を出した。西覚円村以外にも、高島村で流家22戸、東覚円村で4戸、第十村で1戸の被害を出した。また、勝浦川支流多々良川筋の下八万村犬山堤が決壊したとの記事がある。この新堤決壊を現地視察に来た徳島県知事酒井明一行に付近の農民が対応策を求めたところから事件が始まる。西覚円村では現地被害者は1000人に及び、救助金も少なく見舞い品で命をつないでいるような現状であることや破堤が改築工事によるものだという責任の所在について、水害で荒廃した田畑の買い上げなどを訴えるために、県庁

までの旅費を求めて名西郡役所を群衆が取り囲むような事態となった。その後代表者が県庁で酒井知事らと会うことにより騒動は鎮静化していく。

この年、暴風雨の襲来が続いていたため、堤防の仮復旧は喫緊の課題であった。8月3～4日にかけて県土木課の職員6人が出張し、人夫数百人を集め夜を徹して復旧工事を始めた。4日には再び雨が降り始め、午後から増水しはじめ、西覚円村の人々は隣村へ避難している。幸いにして6日には減水したため大事には至らなかった。その後も、8月31日には再びの暴風雨により増水したが幸い被害はなかった。さらに9月10日からの暴風雨では、西覚円村の堤防の切れ口付近で家屋2戸が流失したが、再決壊などの大事には至らず、急いで行った復旧工事は功を奏した。

水害被害者の一部による工事反対運動は県会を動かし、同年10月23日に工事中止及び設計を改めることを賛成多数で決議した。しかしその後も毎年のように暴風雨による水害があり、吉野川は度々破堤を起こして流域住民は長期間水害に悩まされる状況が続くこととなった。解決には昭和2（1927）年の吉野川第一期改修工事の完成を待たねばならなかったのである。

明治25年の大水害

明治25年の7月22～23日にかけて発生した風水害は、海部郡大戸村（現那賀郡那賀町）において「高磯山山腹崩壊」という大きな災害を起こした。高磯山の土砂は直下の荒谷集落と対岸の春森集落で15戸を呑み込み、さらに那賀川本流をふさぐ天然ダムとなった。この天然ダムは1時間に2尺（約60cm）の速度で水面が上昇し、さらに上流では田畑や家屋の水没などもあった。この天然ダムの情報は、宮浜村役場（現那賀郡那賀町）から飛脚で下流にもたらされ、下流の各村は住民の避難や決壊情報の伝達の行い方や見張りの配置を決めていた。那賀川のせき止めから53時間後の27日14時頃決壊が始まり水が氾濫し始めた。下流では家屋や橋の流失、田畑の冠水などの被害が生じたが、この2次災害での死亡者は3人とどまった。

しかしこのときの暴風雨の被害は、これにとどまらない。徳島県は、10月31日付で「明治二十五年七月徳島県下非常海嘯及山崩被害一覽表」（県立文書館蔵）を刊行している。これによれば、風水害・高潮・土砂災害により県下の広範な地域で、死者329人、家屋の全壊・流失3349戸、堤防の破損5382カ所、道路損壊1458カ所という甚大な被害を被った。吉野川の決壊も広範囲で、徳島市川内町辺りでは高潮の被害を受けている。後に川内村長となる中瀬儀兵衛が明治37年に作成した「明治二十五年海嘯洪水被害顛末要録」（史料123）の原稿からこの水害の様子を見てみよう。まず緒言には「明治二十五年七月一日より晴天続き、田水欠乏しひたすら降雨を祈ること切なるなりしが、二十二日午後四時頃より黒雲天を覆い雲行き穏やかならず。黄昏の頃遂に東南の強風となりて雨を催し、夜に入り暴風雨と変じ、翌二十三日に至るも余勢雨止まず風伯（風の神）は益々暴威を逞ふし、雨師（雨の神）は愈々強悪を極め、偏騰海嘯忽ち起こりし、払暁より激浪怒濤襲来し、沿海各所堤防の決壊を見、潮水田野に進入す。これに加え一時漸く衰えしも、雨勢翌二十四日の風雨を再びするの不幸を来し、終に洪水となり二十五日に至る迄洪水止まず。河水氾濫して南方三郡の如きは山岳の崩壊最も多く、阿波全国至る所災害を蒙り、実に名状すべからざる惨状を呈す。なかならず被害の甚だしきを板野・名東・勝浦・那賀・海部の五郡及び徳島市とす」と書き、県内広範囲での災害となったこと、さらに板野郡の海岸線では高潮の被害が大きかったことを記している。

板野郡の高潮被害については、川内・松茂・大津・撫養・里浦で被害が広がっており、豊岡新田（板野郡松茂町）の潮除け堤防が決壊、川内村（現徳島市川内町）では西部の榎瀬・中島・鈴江付近で一時的

第二節 風水害・干害・海難

な浸水にとどまったが、これより東の村々は、仮潮止め工事が行われるまで、海の一部の様になり、潮の干満により海水が自由に入り込む状況にあった。浅いところで2尺、深いところであれば1丈2、3尺(3・9m)に達するところもあった。最も被害が大きかった金沢新田・小松新田・米津新田では、工事による完全な退水には8、9日かかっている。平石村では約7日間滞水したが塩水であったため稲・雑穀・菜類はたいてい腐敗し、榎・杉・生け垣の灌木類なども枯死している。川内で、流死人は別宮浦で3人、負傷者19人、流れ家12戸、潰れ家51戸と人的には幸い大きな被害とはならなかったが、堤防の損傷が大きく広範囲で浸水を受けたため、農作物などには大きな被害が出た。

そのため県では罹災者救済の措置をいち早く行うこととし、請願があった人ごとに8月26日から順次、食料・小屋掛け料・農具料・種穀料の下付を行っている。また、集まった義援金は、死傷者や家屋の全壊流失者に配布された。さらに、県及び板野郡の教育会を通じて平石高等小学校・第一川内尋常小学校・第二川内尋常小学校の3校へも配布されている。

また、復旧の仮潮止め工事は、急ぐこともあつて8月8日には県及び郡から川内村長に事業が委託され、8月中の完成を目指し25カ所での工事契約が行われた。県からの下付金は2053円7銭6厘で、補助率は9割であり、川内村が1割を負担して工事を開始している。こうした緊急の復旧工事後、荒れ地となった田畑の復興などについては、年が明けてから、川内村議会などで議論されている。

『徳島県自然災害誌』などによれば、さらにこの後、明治期後半でも明治26・27・28・29・30・31・32・33・35・36・38・40・42・44年と毎年のように吉野川や徳島市内で水害を蒙っている事を記している。

大正元年(1912)年9月22日足摺岬南方から紀伊水道を通り本州を横切つて23日朝には若狭湾へ台風吉野川洪水が通過している。『板西町史』によれば、この台風により、21日午後3時頃から雨が降り出し、翌22日午後6時頃から増水を始め23日正午には「寅の大水」を上回る大水となったと記されている。

この水害により、建設が進められていた吉野川の堤防は大きな被害に遭い、各地で決壊に及び白昼の災害にもかかわらず、吉野川流域の市町村だけでも73人の死者を出す惨事となった。「徳島毎日新聞」の記事から吉野川流域の状況を抜き出してみる。吉野川右岸(南岸)では、麻植郡から下流域において広範囲の破堤があつた。麻植郡では堤防18カ所565間(約1017m)が切れ、死者10人・流失家屋18軒とあり、高原村(現名西郡石井町)で約100間(約180m)の破堤、藍畑村覚円(現石井町)では200間の堤防が崩れ、この藍畑村高原(現石井町)でも被害が多く、溺死者1人・流失家屋31戸とある。

次に現在徳島市となった地域の状況を見ると、北井上村で吉野川が決壊し家屋流失などの被害が夥しかった。また飯尾川も決壊し、南井上村も全村浸水している。国府町では、鮎喰川鉄橋より50〜60間下流において堤防決壊、北岩延で流失家屋10戸とある。新居村は高崎付近で2カ所の破堤があり流失家屋4戸・死者1人とある。加茂名村では今切川(現在の春日、鮎喰川と吉野川が合流する付近)が破堤、加茂名村は全部浸水とある。加茂村は、今切村字鬼が崎堤防決壊50間余、高房は3戸流失とある。

市内中心部もほぼ全域にわたり浸水し、死者1人・負傷者5人・行方不明者1人・流失家屋1戸・床上浸水5146戸・床下浸水5033戸・道路流失1カ所・道路破損38カ所・橋梁流失6・橋梁破損5などとなっており、都市機能を失いかねない被害であつた。佐古大安寺付近では胸部まで、上助任・田宮では濁水が家の軒まで達し屋根に登る人が多く、2階と土手に橋を渡して逃げる人もあつた。前川・助任・常三島は床下浸水、堀裏町の一部及び徳島町は床下浸水、西富田・東富田はいずれも膝下ほどの浸水で、床上浸水する家も多かった。紺屋町付近は浸水無し、寺町付近は道が出水、富田方面秋田町遊郭付近から掃除町に至る道は首にまで達するような浸水で交通は途絶、涓東方面はほとんど床上浸水とある。

吉野川左岸(北岸)では脇町(現美馬市)より下流で大小の被害を出している。脇町では大谷川の東西堤防が決壊し、

住家43戸が流失するなど大きな被害を受けている。江原村（現美馬市）でも曾江谷川の堤防4000間（約7.2km）が決壊、行方不明1・民家流失20とあり、支流による被害も多い。市場町・八幡町（共に現阿波市）でも堤防が決壊し、善入寺島は全島浸水とある。一条村（現阿波市）では北須賀で堤防決壊があり、かなり広範囲で冠水があった。松島村・大山村・高志村（共に現板野郡上板町）、栄村・松坂村・板西町（共に現板野郡板野町）でも低地を中心に冠水、また溺死者・負傷者などが報じられ、栄村では全村冠水し幼児1人死亡としている。さらに藍園村（現板野郡藍住町）は全村床上浸水、死者8人・行方不明15人、住吉村（現藍住町）は家屋流失11戸・家屋崩壊16戸・床上浸水599戸とありほぼ全村で浸水している。北島村（現北島町）も全村床上浸水で、流失家屋30戸とある。松茂村（現松茂町）では高潮の影響もあり流失家屋4戸・倒壊家屋1戸・浸水家屋876戸とあり全戸浸水である。現鳴門市域の板東村では吉野川支流の板東谷川及び樋殿谷川の破堤で浸水し、堀江村では馬詰堤が決壊し山地を除く平地全域が浸水している。大津村でも堤防決壊し全村湖水となるとしている。里浦村は高潮の影響もあり全域が冠水し、撫養町は中心部である木津・南浜・斉田で浸水、約半数が床上に浸水したとしている。現在徳島市域である応神村は、家屋流失51戸・家屋崩壊14戸・床上浸水888戸で全村浸水である。川内町は高潮の影響を強く受け家屋流失3戸・家屋倒壊3戸・行方不明者4人であったが、堤防の決壊が少なかったため全村冠水は免れているようだ。

このように、高潮による被害を含め、明治25年と大正元年の水害は、吉野川下流域の平野全てが冠水し湖面のようになるほど大きな水害であった。昭和2年に吉野川第一期改修工事がようやく完成し、それ以降、大きな台風が来ても下流部で堤防が切れるほどの大水害は見られなくなったが、大正4・7・9・12年、昭和3年にも暴風雨・水害は起きている。

室戸台風 室戸台風は、昭和9年9月21日午前5時頃高知県室戸市に上陸し、徳島県東部を縦断、淡路島を通過して阪神間に再上陸の後、京都付近を通り若狭湾へ抜けた台風である。日本全国での被害は、死者270

2人・行方不明者334人・負傷者1万4994人・全壊家屋3万8771戸に及んだ。また台風が大阪湾近くを移動中、丁度満潮時となり4mの高潮が発生し大きな被害を出した。高潮は大阪城付近まで達したという。大阪湾一帯で溺死者は1900人に達したと推定されている。

徳島での暴風は20日21時から21日9時までの13時間。6時に南東の最大風速を計測している。雨量は2日間で雲早山北麓で300mm、他はそれ以下でたいしたことは無く、河川堤防の決壊等も少なかった。高潮被害をみると、小松島の高潮は6時少し前に最高に達し最大偏差値1.4mを観測した。なお、牟岐港修築事務所の報告によると、牟岐での当日と平日の最高潮位の差は2.1mであった。高潮によって県内で約2万3000戸が浸水被害を受け、その全戸数の内74%が徳島市内であった。さらに撫養では塩田が大きな被害を受け荒廃した。徳島県内では死者37人・負傷者345人・行方不明者2人・全壊家屋922戸・流出家屋66戸に達した。中心付近が通過した南部・東部で特に被害が大きく風も強かった。那賀郡・海部郡では木材の流失や建物の倒壊が多かった。

これだけの台風であったが、吉野川第一期改修工事後であり雨量の少ない台風であったため、吉野川流域での破堤や人的被害はほとんど無かった。この後も、第2次世界大戦中に至るまで被害の多寡はあったが、毎年のように水害は発生した。

2 干害・海難事故

干害

大正7（1918）年に徳島県が発行した『徳島県農業基本調査』は、大正2年の実績を元に徳島県農業の実態を描き出そうとした調査報告書である。この資料において県内の干害についての記録を抜き出ししてみると「干害はその程度少しといえど、毎年の全くこの害を見ざる事少なし、畠作にありては藍、煙草の如き、陸稲

その他雑作物ありて、藍・煙草等は移植時季（田植え）において被害を見ること多く、田にありては移植時季より夏季において用水の不足告ぐることは、縷々遭遇する事実なり、而して最近においては、大正2年の被害最も著しく、調査の成績無しといえども、夏季の雨量極めて少量なりしも明治27年（7・8両月の平均雨量153mm）、同30年（7・8両月112mm）、同42年（7・8両月156mm）の如きは確かに干害に苦しみたる地方ありたるを疑わず。大正2年においては7、8月の雨量わずかに75mmにして、更に6月の雨量を合算するも230mmに過ぎず」とある。大正2年の干害での被害は、稲作の状況を見ると徳島市で約2割3分、名東郡で3割7分9厘と高く、県内の平均は約1割1分であった。また、干害の原因は水源の枯渇、用水路の不備によるものであり、このことについて、人為的に改善する余地があることを述べている。水源の利用法や用水路の整備が進むことにより、局所による干害被害は無くならないものの、さまざまな努力によって全体的には安定した農業生産が見込めるようになっていっただろう。

『徳島県自然災害誌』によれば、明治4・16・19・26・27・30・39年、大正2・12・13・15年、昭和9・14年に早魃の記録が見られる。特に明治26年は西日本一帯で早魃となり飢饉になったという記録や、昭和9年は夏の早魃後に室戸台風の襲来があり凶作となったとの記録がある。徳島では水害による被害の規模とは比べられないが、局所的な被害は少なくはなかった。

また、気象災害として珍しいものに、明治18年に起きた旋風（竜巻）による被害がある。9月6日頃中林村（現阿南市）の沖合に旋風が起り、漁船3艘を巻き上げて10間余り（18m超）高所の松原へ落とし、その後才見・日開野・西路見・芥原・中島浦の諸村（全て現阿南市）を通り、那賀川の高瀬舟を2間余の所へ巻き上げた。その途中民家を破壊すること十数戸、大樹を倒したのも少なくないという記録がある。

海難事故

次に、明治・大正期の海難事故について記す。『静内町史』によれば、庚午事変の後、稲田家家臣らは北海道へと移住を始めた。第1陣は明治4年4月に137戸546人が移住した。第2陣は8月22日234

人が平運丸に乗船し洲本を出港、翌23日和歌山県の周^{すまみ}参見浦沖で岩礁に乗揚げ遭難し、多くの人が船とともに海へ沈み83人が犠牲となった。犠牲者の中には阿波国内の稲田領出身者（脇町・徳島市内の人など）も多く含まれていた。この遭難事件により、一時北海道への移住計画は中絶することとなる。

また、『名東郡史統編』によれば明治10年10月28日、津田港（徳島市）を乗客及び貨物を積み出航した汽船第三徳島丸は、淡路佐野沖合で火災を起こし沈没し乗客59人が犠牲になった。生存者はわずか1人であった。この事故の原因ははっきりしないが、強風のため火が消し止められなかったようである。ちなみにこの第三徳島丸とは、徳島社が神戸工作局（工部省兵庫工作分局のことか）で造船し10月27日に進水式を行った新鋭艦である。

こうした大きな船による海難事故はその後見えなくなるが、『徳島県統計書』によれば、小型の漁船による遭難は明治32年以降頻繁に起きていたようである。明治44年は38艘の漁船が遭難し26人が亡くなっている。大正4年には18艘の船が遭難し27人の犠牲者が出た。その後も昭和2年10艘の漁船が遭難し18人が死亡、昭和8年には60艘の船が遭難し10人が死亡、昭和11年には30艘の船が遭難し20人が死亡、昭和14年には58艘の船が遭難し、14人が死亡している。統計書の記述が一律ではないため不明点もあるが、こうした小型漁船の事故は頻発していたのである。

第一節 自治体消防の発足と発展

戦後の昭和21（1946）年から令和元（2019）年までの主な火災を『徳島市消防35年のあゆみ』『とくしましの消防』『徳島県警察史』『徳島新聞』を参考にまとめたものが表78である。これらの中で、その後の消防活動に多大な影響を及ぼした特筆すべき火災について紹介する。

8 戦後の主な火災

市立工業学校火災

昭和21年10月20日午後7時40分頃、徳島市大和町3丁目市立工業学校（後徳島県立東工業高校）の校

舎から出火し、同日11時頃鎮火した。この火事で木造平屋建校舎485坪と隣家の徳島測候所の所長官舎27坪を焼いた。原因は同校生徒の放火と判明した。

憲法記念館火災

昭和20年7月4日の徳島大空襲で市街地の70%が焦土と化し、光慶図書館も重要な文献の阿波国文庫（蔵書約3万冊）を焼失したが、そのうち663冊は焼失を免れ憲法記念

第一節 自治体消防の発足と発展

表 78 徳島市内の主な火災（昭和 21 年～令和元年）

和暦	西暦	月	日	火災発生場所等
昭和21	1946	10	20	大和町 3 丁目 市立工業学校出火、徳島測候所類焼
〃 23	1948	2	24	寺島本町東 3 丁目 市バス事業所火災
		4	23	佐古山町樵の宮 眉山の山火事
〃 24	1949	8	10	下町本丁 上八万村役場火災
〃 25	1950	3	13	城の内 2 番地 憲法記念館火災
		5	25	寺島本町東 3 丁目 市バス寺島車庫火災
〃 26	1951	9	14	籠屋町 歌舞伎座火災、8 戸全半焼・死者 3 人
		12	23	中央通 3 丁目 富田小学校火災
〃 27	1952	4	21	蔵元本町 2 丁目 煙火工場火災
		11	8	安宅町字中島 県警察学校火災
〃 28	1953	12	26	吉野本町 5 丁目 建材店火災
〃 29	1954	8	14	八万町大坪 製ロウ工場火災
〃 30	1955	1	6	万代町 4 丁目 造船所火災
		5	10	中前川 5 丁目 木材店火災
〃 31	1956	1	15	南二軒屋町 2 丁目 工場火災
		11	26	藍場町 2 丁目 藍場町大火、43 戸焼失
		1	30	南佐古 13 丁目 花火工場火災
〃 32	1957	3	21	中昭和町 3 丁目 富田中学校火災
〃 35	1960	12	29	南新町 2 丁目 喫茶店火災
〃 36	1961	11	7	蔵本元町 1 丁目 呉服店火災、消防隊員の殉職・消防葬
〃 40	1965	3	20	福島中町 1 丁目 建材工場火災
		12	12	寺島本町東 2 丁目 電気店火災
〃 42	1967	6	11	元町 1 丁目 名店街火災
〃 43	1968	11	7	国府町井戸 井戸寺火災
〃 44	1969	3	20	東山手町 3 丁目 瑞巖寺火災
〃 46	1971	3	10	南田宮 2 丁目 製綿工場の火災
〃 48	1973	6	3	万代町 7 丁目 工場火災
〃 54	1979	1	22	上八万町星河内 林野火災
		4	16	上八万町星河内 林野火災
		9	10	南矢三 3 丁目 工場爆発火災
〃 55	1980	12	6	南昭和町 3 丁目 マンション爆発火災
〃 57	1982	10	17	南二軒屋町 3 丁目 工場火災
〃 58	1983	1	7	南新町 1 丁目 劇場火災
〃 59	1984	7	28	北佐古 1 番町 工場重油流出事故
		8	5	南矢三 3 丁目 工場爆発火災
〃 60	1985	3	15	南昭和町 4 丁目 作業場爆発火災
〃 62	1987	3	6	上八万町西山 林野火災
平成 2	1990	8	14	応神町吉成 工場火災
〃 8	1996	2	9	一宮町紅葉山 林野火災
〃 9	1997	8	18	多家良町北内 木工所火災
〃 10	1998	4	7	国府町南岩延 工場火災
〃 15	2003	4	30	津田西町 1 丁目 住宅火災、全半焼 5 棟、死者 3 人
〃 16	2004	11	16	国府町早淵 木工所火災、全焼 1 棟
〃 17	2005	10	26	川内町上別宮東 倉庫火災、全半焼 4 棟
〃 21	2009	3	2	津田本町 2 丁目 工場火災、全焼 1 棟
〃 23	2011	5	29	津田海岸町 倉庫火災、全焼 1 棟
		6	28	南島田町 3 丁目 仏壇工場火災、全半焼 3 棟
〃 29	2017	1	27	佐古五番町 住宅兼倉庫火災、全焼 1 棟、死者 2 人
〃 30	2018	3	15	北矢三町 2 丁目 共同住宅火災、全半焼 2 棟、死者 2 人
令和 1	2019	5	16	末広 1 丁目 危険物屋外タンク爆発火災

【徳島市消防 35 年のあゆみ】【とくしまの消防】【徳島県警察史】【徳島新聞】より作成

館に保管されていた。昭和 25 年 3 月 13 日の失火による火災により館の 90% が焼失した。開館後、わずか 1 年足らずの災難であった。戦災を免れた阿波国文庫もこの火災によって烏有に帰してしまった。損害面積 1574 m²、損害額 700 万円、負傷者 2 人（写真 165）。

富田小学校火災
昭和 26 年 12 月 23 日午前 4 時頃富田小学校南側校舎中央 2 階から出火。当日は無風であったが、発見が遅く水利が悪かったため南校舎を全焼し、西校舎に延焼して合計 24 教室、付属体育館など延べ 677 坪を焼き、さらに火は南側に広がり民家 6 戸 6 世帯を全焼、2 戸を半焼し 6 時 30 分鎮火する。罹災者は 45 人、損害額は 2000 万円を超えた。原因は不明。なお、本校は昭和 4 年 4 月 9 日・昭和 39 年 3 月 18 日にも火災が発生している。

県警察学校火災
昭和 27 年 11 月 8 日午後 4 時頃、安宅町字中島（現城東町）、徳島県警察学校の寄宿舎から出火、木造 2 階建の一部ならびに屋根の一部を焼損。取り調べの結果、同校生徒による、たばこの火の不始末による失火と判明する。損害額は 150 万円。

製ロウ工場火災
昭和 29 年 8 月 14 日深夜午前 1 時頃、八万町大坪の製油及びローソク製造工場から出火。8 棟 695 m² を焼失した火災。原因は種油の絞り粕からの自然発火であった。この工場では 1 年程前にも小さな出火があったが、その時は原因を究明できず終わっていた。今回は警察との合同で出火場所を特定し、そこから油粕の蓄熱による自然発火の火災と認定された。出火原因の徹底究明の重要性を痛感した火災であった。

藍場町の大火
昭和 31 年 11 月 26 日、藍場町 2 丁目付近から出火した「藍場町の大火」は、近年まれに見る大火であった。『徳島市消防 35 年のあゆみ』には、「大火のあった日は、秋の防火運動初日であり、多くの消防車は市中パレードに出発しており、留守部隊は 2 隊のみであった。14 時 18 分、藍場町のバラックの密集した西端の一角から黒煙が昇るのを望楼から発見し、出動するが、当時無線機もなく、パレード隊とは連絡の取りようもない。折り

悪く、出動途上徳島橋踏切で列車の入れ替え作業にぶつかり、消防車も立ち往生。西風10mの強風にあおられる炎を目前にしての立ち往生は、いてもたってもおられない気持ち。やっと到着した時は、火元建物から隣家へ延焼しており、正面の火は消したものの、2隊の放水では背面まで手が回らず、その面から2軒、3軒と延焼し、後は遼原の如く広がる。」と当時の火災の状況と活動できない消防士たちの悔しさが記されている。当時この火災場所は川岸までびっしりとバラック建築が建て込んでおり、陸から正面を消しても裏面（川岸）は消火ができない状態であった。そんななか、「あるポンプ店が可搬ポンプを川岸に据えて放水したのが唯一の川面からの消火で相当効果があった」とされ、これをきっかけに消防艇必要論が高まったと紹介している。その後火災は、パレード隊が駆付け、また隣接町村からの応援もあって、発火2時間後にやっと鎮火している。この火災の教訓から、消防庁舎の幸町への移転、消防艇の導入が実現している。

『徳島市議会史』第二巻によると、藍場町の火災では焼失家屋43戸、焼失被災者は230人に上った。このため早急に対策を講じる必要に迫られ、同日緊急協議会を開き対策を協議した結果、長尾新九郎市長から提案された次の応急処置が承認された。

①焼失地帯は都市計画によって緑地帯となっており、現地での再建は認めないので、新浜町にある県有空地1万坪の提供を要請し、応急住宅を建設したい。このため、財政措置としての災害住宅の枠を獲得するため、係員を上京させる。

②見舞金として1人700円を支給する。ただし、炊き出しはしない。

③身寄りのない被災者は、とりあえず内町小学校裁縫室と新町公民館に収容する。

④毛布は日赤と交渉し、1人2枚・1戸5枚に限り貸与する。

また翌日からは、日赤県支部が被災者のために「米ひとにぎり運動」を開始するなど、各方面からの救援活動が始まっている。被災者住宅の建築は、現地での建て替えを強く望む者もあって難航したが津田町の県有地に市が建設するとなった。また藍場町新町川沿い一帯の建物すべては撤去し、緑地帯として整備するとされた。

呉服店火災 昭和36年11月7日未明に発生したこの火災では、原弘消防士が殉

職した。消防士は常に身の危険を伴いながら消火活動に当たる職務であるが、消防士が消火活動中に殉職したこの火災は、徳島市消防局のなかでも忘れることのできない火災であった。火災は蔵本元町1丁目の呉服店の「専用電話により覚知。出動途上、本署隊は、佐古7丁目付近で火災を認め、第2出動を指令」する。現場は進入路が6mの県道1本しかなく、蔵本商店街の中央部にある木造家屋密集地であったため消火活動は極めて困難な場所であった。出動各隊は果敢に屋内進入を行い、延焼防止と火勢の鎮圧に努めた。原消防士を放水長とする1隊は火元である呉服店の奥深く進入して放水活動を行うが、突然2階部分が崩れ落ち、原消防士が下敷きとなってしまった。原消防士下敷きの知らせに「各隊は必死の救出活動を行ったが、救出された時にはすでに絶命しており、隊員一同無念の涙を飲んだ」火災であった（『徳島消防35年のあゆみ』）。後に惨事となった原因は、外見からは鉄筋コンクリート造りと思え

第一節 自治体消防の発足と発展

たため、鉄筋建物であると判断し消火活動に当たったためとされた。建物の構造が十分に把握できないなかでの消火作業の難しさを、改めて見せつけられた火災であった。

なお消防局では、殉職者を出してしまっただがこの消火活動は、「深夜の、しかも密集地における火災であったにもかかわらず、全焼1棟、半焼1棟、部分焼3棟で食い止めたことは、消火活動の成功を裏付けているものである」と高い評価を下している。同年11月8日開催の徳島市市議会全員協議会では、消防本部葬を実施すると決められ、殉職した原消防士の徳島市消防本部葬は、同年12月4日、徳島市役所前広場で挙行された。また議会で西谷勘五郎徳島市消防署長は「現在の出張所を分署にして消防体制を強化する計画を立てていた。早急に実現させたい。」と答弁し、昭和39年9月10日徳島市消防署設置条例が制定され、昭和40年5月4日徳島市西消防署が庄町1丁目に新設された。

建材工場火災

昭和40年3月20日11時38分頃、建材工場（福島中町1丁目）の火災は、化学製品火災の消火の困難性が実証された。火災による黒煙は出動時にも確認できる状態で、現場一帯の見通しも困難な状況であった。原材料・製品・半製品とウレタンフォームの山にうずまった工場であるだけに、防煙器具を持たない消防隊は、隣接建物への延焼阻止に全力を挙げるよりほかに、全焼4棟・半焼2棟・883㎡を焼失、損害額約530万円であった。幸い昼間の火災のため、軽傷2人の他に死傷者は出なかったが、化学製品火災に対する消防の無力さを知らされた火災であった。

徳島名店街火災

出火は昭和42年6月10日22時頃と推定されるが、消防局が認知したのは翌朝6時12分の専用電話による。排煙口から噴き出す煙によって気づく。1階の道路店舗はそれぞれシャッターを下ろし、2

階は、窓を商品棚等で遮って無窓階の状態で屋内進入は困難であった。シャッターの鍵は当番が持ち帰り不明。ガソリン溶断器で切断を図ったが不慣れと器具の不良もあって短時間での切断は困難を極めた。駅前ので野次馬の人数も増え、群衆から消防に対する非難の声が高まるなか、ビル関係者が駆け付け、シャッターを開き2階の窓も次々破壊して排煙を待つて本格的消火に着手する。屋内に入っても濃煙に阻まれて活動は困難であった。内部は一瞬のうちに階下から階上へと延焼したと思われるが、密閉されたビル内で酸欠によって煙焼が徐々に広がったものと思われ、消防が認知した時点ではもはや全館熱煙の被害を受けていたと思われる。9時30分鎮火を確認。空気呼吸器・切断機など消防器材の充実やビル火災対策の重要性が指摘された火災であった。焼損面積2棟（全焼1・部分焼1）1332㎡、損害額9349万円、負傷者1人。

仏壇工場の火災

平成28（2016）年6月28日、徳島市南島田町の仏壇工場から出火し、徳島市消防局や消防分団から計22台の消防車両が出動し消火作業に当たったが、午前0時半を過ぎても鎮火しなかった。平成期で最も大きな火災の一つであった。幸いけが人はいなかったが、3棟ある工場の内2棟が全焼した火災であった。

これらの特筆すべき火災からは、年代とともに火災の形態が多様化し、その対策の難しさを知ることができる。特に迅速な消火活動や消火活動時の知識、火災に対応する消防機材の充実など、消火活動の基本となる重要な事柄を教えてくれる火災であった。しかし消火活動よりも前に、防火の基本である火災を出さないよう火の用心に心がけることの重要性を改めて学ばせられた火災でもあった。そのためにも火災予防の取組みが一段と必要になったといえる。

第二節 風水害・干害・海難

第二節 風水害・干害・海難

1 戦後の風水害

枕崎台風と 昭和20（1945）年8月15日、アジア太平洋戦争が終結し、時代は戦後を迎えた。しかし、徳島にお阿久根台風 いて、自然災害としての風水害の脅威は変わらず襲いかかる。9月17日鹿児島県枕崎町（現枕崎市）に上陸した枕崎台風が、戦災の傷跡が癒えない西日本を中心とする地域を襲った。全国の死者2473人・行方不明者1283人という被害を出した。徳島では17日昼頃から南東の暴風が始まり、21時頃南南東の風秒速29・3mを計測した。この暴風により戦災後に建てられていた仮小屋のほとんどは倒壊し、徳島市内で死者3人・住宅全壊261戸、不動橋と中鮎喰橋が流され、加茂名小学校の校舎が倒壊した。さらに、吉野川上流、高知県での雨量が大きかったため記録的な洪水となり、水位は池田9・3m（警戒水位6m）・岩津7・6m（警戒水位5・5m）・新町5・1m（警戒水位3・5m）を記録している。続いて同年10月10日には、鹿児島県阿久根町（現阿久根市）に上陸した阿久根台風が襲った。徳島では前線による降雨が7日から始まり、10日夜まで4日間降り続いた。県内の大部分で400mmを超える降雨となったため、河川のほとんどは氾濫した。県内で死者5人・行方不明者3人・家屋全壊43戸・流失6戸、農作物やインフラに多数の被害が出ている。

同年12月21日に起きた南海地震を含め、終戦を迎えたこの年、徳島では自然災害に重ねて襲われている。戦災直後という困難な状況がこうした被害をいっそう拡大させ、6月から続く多雨及び台風・洪水などが稲作等の極端な不作を招き、多くの徳島市民を飢餓へと追いやることとなった。この年の徳島県における水稲反収は平年のわずか47%であった。

ジェーン台風

昭和22年連合国軍の占領統治下にあった日本では、台風の名称にはアメリカ合衆国と同様にアルファベット順で、アメリカ空軍が名付けた女性名が気象庁を通じて報道などに使われた(同28年5月まで)。

昭和22年9月14日から16日にかけてカスリーン台風(9号)が関東地方を襲い、死者・行方不明者1930人、罹災者は40万人を超える被害を出した。この時、利根川水系を中心に埼玉県・東京都で大洪水となったが、これをきっかけに国の経済安定本部(後の経済企画庁・現在の内閣府)は、本格的に治水対策事業を進めていく。同24年には全国の10水系を対象に多目的貯水池による治水を柱にした「河川改訂改修計画」が定められ、ここに吉野川が含まれている。同25年には「吉野川改訂改修計画」を進展させた「吉野川総合開発計画」がまとめられ、吉野川本流に早明浦ダムほか、支流である穴内川・銅山川にもダムを造ることによって洪水の調節、農業用水、水力発電の開発を行うことが計画された。

同24年6月20日から21日にかけてデラ台風(2号)が梅雨前線を刺激しながら九州地方を縦断するコースをとり、豊予海峡などで愛媛から大分へ渡る定期船青葉丸の沈没を始め漁船等に多大な損害を与えた。徳島県内でも死者4人・行方不明者6人・家屋全壊35戸・流失4戸ほか農作物やインフラに多くの被害が出ている。

同25年9月1日から3日にかけてジェーン台風(28号)が、紀淡海峡を北上し大阪湾を通過するという、県内に大きな影響を残すルートを通り甚大な被害を与えた。特に大阪湾で高潮を起こし、阪神地区で死者398人・行方不明141人を出した。徳島県内では、勝浦川・那賀川の上流で400mmを超える大雨となり、吉野川上流での雨量は少なかつたが、最高水位が池田で5m、脇町で8.2m、新町(徳島市内)で3.95mに達し、鮎喰川や園瀬川などで大きな氾濫となった。

「徳島市議会月報18号」によれば「徳島市内はほとんど水浸しとなり、殊に園瀬川が決壊したため人家流出、平地は濁海と化した」とある。徳島県内では、死者28人・行方不明者10人・負傷者282人・家屋全壊451戸・家流失85戸などで、そのうち徳島市では死者7人・行方不明者6人・負傷者11人・全壊家屋11戸などの被害を出している。ジェーン台風の疵も癒えない、同年9月13日、九州内陸部を縦断し日本海へ抜けたキジヤ台風(29号)が県内に接近した。徳島県の西方を通過したため、吉野川上流域で雨量が多く、県内各河川で警戒水域を越えた。また高潮の被害もあつた。県内で死者4人・不明者1人・負傷者24人・全壊家屋40戸・家流失2戸などの被害を出した。

翌26年10月14日から15日にかけて、鹿児島県に上陸し速い速度で九州を縦断し、鳥根県を経て日本海へ出るというコースをたどったルース台風(15号)が県内に接近した。県内での死者は10人・負傷者85人・全壊家屋350戸などの被害があつた。「徳島市議会月報32号」によると徳島市内では死者1人・全壊家屋10戸・橋流失4カ所・堤防決壊1カ所などの被害が見え、加茂名小学校が倒壊したとある。

この他にも、27年6月23日頃通過したダイナ台風(2号)、28年9月15日に通過した13号台風(通称テス、この年5月から国内向けには独自の通し番号が用いられた)、29年8月18日には5号台風などが、県内に死傷者を出す災害となっている。

伊勢湾台風と第2室戸台風

昭和34年9月26日台風15号は和歌山県潮岬の西から紀伊半島に上陸し、東海地方を中心に九州を除く全国に被害をもたらした。特に伊勢湾沿岸の愛知県・三重県で被害が集中したため伊勢湾台風と呼ばれる。全国で死者・行方不明者は5098人にのぼり、満潮時と重なり高潮と風雨を受けた名古屋付近では、3000人以上の犠牲者を出している。防災及び災害対策の基本を定めた「災害対策基本法」は、この台風を契機に昭和36年11月15日に定められた。県内の被害は死者及び行方不明者5人・負傷者24人・全壊家屋25戸・流失1戸で、県南の海岸では高潮による堤防決壊が各所で見られたという。

昭和36年9月16日台風18号は、室戸に上陸し徳島県東部を通り阪神間に抜けていくという、県内にとって最悪のコースをたどった大型の台風であり、室戸台風とコースが類似していることから第2室戸台風と名付けられている。徳島

県では、県東部の海岸線において高潮被害が発生し、県北の鳴門市・徳島市あたりでは多くが床上浸水となった（口絵写真11・写真175）。徳島市沖洲町では高潮により大手堤防が決壊し大きな被害を出し、徳島市万代町の新町川沿いに建つ徳島県庁では、玄関の水深が75cmに達した。吉野川中流以下と日和佐町以北の4市21町村に災害救助法が適用された。阿南市の伊島では家屋の80%が損傷したという。徳島県の被害は死者11人・負傷者253人・全壊家屋569戸・家屋の流出53戸、そのうち徳島市では死者1人・負傷者17人・全壊家屋118戸などであった。

同39年9月24日から25日にかけての台風20号は、九州の大隅半島に上陸し四国北西部を通り本州を通り三陸に出た。台風の中心の南東側にあつた徳島県では風雨が強く、死者5人・負傷者14人・全壊家屋30戸・流失家屋1戸・道路流失41カ所・橋梁流失2カ所等の被害が出た。

昭和30年代にはジェーン台風・伊勢湾台風・第2室戸台風など大きな被害をもたらした水害を教訓にして、徳島市街では道路の舗装化や側溝の整備、鉄骨などで強化された橋梁への掛け替えが進んだ。さらに、雨水の排水路などの整備事業も始まり、気象予報の精度が上がることによって少しずつ水害の脅威は遠のいていく方向にあつた。

昭和後期の水害・台風 昭和40年9月10日、台風23号は午前8時過ぎ高知県安芸市付近に上陸して北上し、12時過ぎには若狭湾へ抜けるという速度の速い台風であつた。県下では暴風雨の時間が短いにもかかわらず、死者及び行方

不明者6人・負傷者61人・家屋全壊263戸・橋流失5・堤防決壊4の被害を出した（写真176）。同年9月17日から18日には23号に続いて台風24号が来襲した。このとき13日頃から本州付近に停滞していた秋雨前線を刺激し、徳島、

県内は長期間にわたつて豪雨となつた。県内での被害は死者及び行方不明者9人・負傷者12人・全壊家屋9戸・流失家屋4戸などの被害が出ている。

昭和41年9月25日、台風24号は高知県安芸市付近に上陸し、徳島県東部・淡路島西部を通過した。四国沖に停滞していた前線の活動が活発になり大雨となつた。県内で死者2人・堤防決壊7カ所等の被害となつた。

昭和42年7月7日から10日にかけて、台風7号崩れの低気圧が、九州北部から瀬戸内を通り、西日本に停滞していた秋雨前線を刺激して大雨を降らせた。県内で死者3人・全壊家屋4戸・家屋流出2戸等の被害が出ている。

昭和43年9月23日宮古島に大きな被害をもたらした台風16号（第3宮古島台風）は、24日鹿児島県枕崎市に上陸し九州を縦断したが、台風の東側に当たる県内を含む西日本では前線が活発となり、台風が衰えた後の27日まで活発な状態は続き、記録的な大雨となつた。県内では死者2人・負傷者1人・全壊家屋1戸・橋流失2カ所等の被害となつた。

昭和45年7月8日、台風2号崩れの低気圧が九州西部に接近し、四国南岸に停滞していた秋雨前線を刺激して大雨となつた。徳島市内では短時間に強い雨が降つたため、八万町城南台で擁壁が崩壊、土砂崩れが発生し死者1人を出した。同年8月14日には台風9号が長崎に上陸し、山陰地方を斜めに横切り日本海へ抜けた。県内では比較的雨量の少ない阿讃山脈沿いで大雨となり、鳴門市や徳島市で被害が出た。続いて8月21日には台風10号が高知県西部佐賀町付近に上陸し、四国西部を縦断して日本海へ抜けている。徳島県内では西部を中心に長時間の暴風雨にさらされ、河川が増水して吉野川流域の穴吹町舞中島で大きな被害を出した。県内において死者及び行方不明者10人・負傷者6人・家屋

全壊19戸・家屋流出2戸等の大きな被害が出ている。

昭和46年8月29日鹿児島県佐田岬に上陸した台風23号は、日向灘を経て30日には高知県南国市に再上陸し、徳島県中部を通って大阪湾・紀伊半島方面に抜けている。那賀川中流域では30日の午後60mm以上の雨が3時間続き、ダムの放流も加わって、流域に大きな被害を与えた。局地的ではあるが被害を受けた鷺敷町では災害救助法が適用された。県内では死者2人・負傷者6人・橋梁2カ所・堤防2カ所等の被害が出ている。

昭和47年9月6日から9日まで、九州を縦断した熱帯低気圧が秋雨前線を刺激し大雨を降らせた。このため徳島市内や小松島市内では床上浸水などの被害が多く発生した。県内で死者1人・家屋全壊2戸・堤防決壊2カ所等の被害が出た。

昭和50年8月17日高知県宿毛市付近に上陸した台風5号は、四国の西岸をかすめ山口県を横断した。県内の被害状況は行方不明1人・道路損壊3カ所等であった。続いて8月23日に徳島県阿南市に上陸した台風6号は、徳島の東岸を北上し神戸に上陸、速い速度で日本海へ抜けた。徳島付近では強い雨が降り、特に麻植郡木屋平村・美馬郡一宇村では山腹崩壊が発生し、民家・道路の流失があり、災害救助法の適用を受け激甚災害地に指定された。さらに生き埋めになった人々を救出するための作業中、2度目の崩壊が起こり、美馬郡東部消防本部木屋平分署の救急隊員2人と消防分団員1人が殉職した。県内の死者は15人・不明者1人・負傷者23人・罹災世帯1719戸・住宅全壊72戸・橋梁流出42カ所・堤防決壊13カ所等に及んでいる(写真177)。

昭和51年9月8日から13日の7日間、徳島県内では台風17号と、台風によっ

て刺激された梅雨前線による雨が降り続いた。徳島市内でも総雨量は825mm、木頭村では2781mmに達し、県内に大きな被害をもたらした。木頭村及び穴吹町(現美馬市)では中規模の山腹崩壊が数十カ所で生じ、那賀川支流では新九郎山東斜面が崩壊し、高ノ瀬の平部落では土石流により6人が生き埋めとなる惨事となった。県内の被害は、死者10人・負傷者9人・全壊及び流失家屋187戸・堤防決壊148カ所・橋梁破損15カ所などであった。

昭和54年9月30日高知県室戸岬の西に上陸した台風16号は、徳島の東海上を通り大阪市に再上陸した。24日から前線の活動が活発で長期間雨が降り続いた後に、台風の豪雨が重なったため、死者2人・負傷者9人・家屋全壊7戸・道路損壊97カ所等の被害が出た。同年10月19日和歌山県白浜町に上陸した台風20号は、徳島でも多くの雨を降らせた。死者1人・負傷者3人・道路損壊6カ所等の被害があった。

昭和58年9月28日長崎付近に上陸した台風10号は、その後豊後水道を経て高知県宿毛市付近に再上陸し温帯低気圧となった。この台風と秋雨前線の影響が重なり大雨となった。徳島県西部で被害が広がり、池田町で鉄砲水が発生し民家を押し流し1人が死亡した。

昭和63年6月2日から3日にかけて、台風2号からの暖湿気流が四国沖を通過した低気圧に流入し、徳島県内は大雨となった。徳島市八万町柿谷地区で民家70戸が床上浸水となり、鮎喰川に架かる潜水橋中鮎喰橋が流出した。

昭和63年8月12日から13日にかけて、九州の南海上にある弱い熱帯低気圧からの暖湿気の流入より、県内では局地的に大雨となった。13日未明には、徳島市上八万町の園瀬川で、土木建設機材を堤防に移動しようとした3人が突然の増水で濁流にのまれ、そのうち1人が死亡した。

昭和40年代以降、台風や集中豪雨などによる水害は減少していない。しかし、毎年のように襲う水害の被害を教訓に、堤防や道路などの改修が重ねられ、雨水の排水路や排水ポンプ場の設置などにより、被害の規模自体は小さくなってきたことが読み取れよう。

平成期の 平成元(1989)年8月26日から27日にかけて、台風17号が高知県室戸市付近に上陸し、徳島市を大水害・台風 過して大阪市に上陸した。27日の早朝神山町で2人が増水した鮎喰川に転落し死亡。徳島市北田宮では強風で倒れた木の除去中に男性が重傷を負った。

平成2年9月19日、台風19号は和歌山県白浜町南部に上陸し北東に進んだ。徳島県内では20日には多くの雨が降り、三好郡池田町(現三好市)で警察官が車ごと川に転落し死亡した。道路損壊769カ所・防潮堤破損2カ所等に及んだ。また、10月8日には台風21号が和歌山県田辺市付近に上陸し、19号とほぼ同じ進路で、徳島県内に多くの雨を降らせた。鳴門市北灘町の国道11号線で重さ1・5tの落石があり観光バスを直撃、乗客乗員3人が死亡、11人が負傷した。

平成4年8月18日台風11号は、九州の宮崎と大分の県境付近に上陸し、その後山口県宇部市付近に再上陸して日本海へ抜けた。徳島への最接近は19日15時頃で強風・大雨となった。海部郡海南町でサーファー1人が行方不明になり、徳島市の大神子海岸では、帰省中の家族ら6人が高波にさらわれ5人が死亡した。さらに板野郡松茂町では堤防上の車が高波で流され1人が死亡した。

平成5年7月26日台風5号は、鹿児島県の大隅半島に上陸後九州東部を縦断、山口県に再上陸しその後日本海へ進んだ。徳島県では28日頃西部を中心に大雨が降った。山城町(現三好市)で2人が生き埋めとなり死亡、井川町(現三好市)では1人が川に転落し行方不明となった。県内で山崩れ13カ所・道路損壊13カ所などの被害があった。8月9日から10日に九州の西海上を北上した台風7号の影響で、紀伊半島から九州までの広い範囲で大雨となった。鳴門市瀬戸町の小鳴門橋で、走行中のトラックが風にあおられ横転し、運転手が重傷を負った。また、麻植郡鳴島町(現吉野川市)で幼児が冠水した田に落ち死亡した。山崩れ18カ所・道路損壊2カ所などの被害があった

平成6年9月27日四国沖を北上した台風26号は、和歌山県南部に上陸し、その後北北東に進み日本海へ出た。29日昼頃、一字村(現美馬郡つるぎ町)で増水した明谷川に男性1人が転落して死亡した。

平成11年9月14日宮崎県南部に上陸した台風16号は、翌15日には愛媛県宇和島市に上陸し四国を横断、兵庫県明石市に再上陸した。徳島県内では大雨となり2人が死亡した。

平成13年8月21日和歌山県田辺市付近に台風11号が上陸した。日本への台風上陸は、平成11年9月の台風第18号以来約23ヵ月ぶりであった。徳島県内で1人が死亡した。

平成15年5月31日愛媛県宇和島市付近に台風4号が上陸し四国を縦断した。この台風は統計上四国に一番早い時期に上陸した台風であった。徳島県内で1人死亡、1人が負傷を負った。

平成16年は、4号・6号・10号・11号・21号・23号と四国に6個の台風が上陸した年であった。ここでは徳島県内に大きな傷跡を残した3つの台風について記述する。

まず一つめは、7月31日高知県西部に上陸し、瀬戸内海を経て山口県岩国市に再上陸して、その後日本海へと進んだ台風10号である。徳島県内では大雨が降り、上那賀町・木沢村(共に現那賀町)では、土石流が発生し白石集落(上那賀町)に流下した。さらに、国道193号線の符殿橋等が流失したため全面通行止めとなり、坂州地区(木沢村)などで孤立者が出てヘリコプターで避難をする事態となった。木沢村では土石流により死者2人、上那賀町・木頭村は災害救助法が適用され、翌年3月には激甚災害の特定地区に指定された。また、吉野川・那賀川では大規模な漏水があり家屋などへの被害も甚大であった。

二つめは8月30日に鹿児島県串木野市(現いちき串木野市)に上陸し九州を縦断、山口県防府市に再上陸し日本海へ抜けた台風16号である。台風自体が西寄りのコースだったため、徳島県内では特に西部で大雨となり、脇町潜水橋が流されるなど水位が上昇し、脇町・貞光町などで住宅浸水の被害があり、県内で負傷者15人が出た。香川県高松市では台風の通過が満潮時刻に重なったため、高潮が発生し浸水被害が2万戸を上回った。

三つめは、10月20日に高知県土佐清水市に上陸後四国を横断し、大阪府南部に再上陸し本州を横断した台風23号である。徳島県内では大雨となり、吉野川沿岸の脇町などで浸水被害が続出した。特に園瀬川は徳島市上八万町で氾濫を起こし、住民を救命ボートで救出するなどの作業が行われた。県内では死者3人があった(写真178)。このように平成16年は、再び水害の脅威を身近に感じざるを得ない年となった。

平成19年7月14日、鹿児島県鹿屋市付近に上陸した台風4号は、高知県土佐清水市に接近し四国沖を通過した。徳島県内では大雨により河川が増水し、死者1人・道路破損16カ所などが出ている。

平成21年8月10日に四国沖を通過した台風9号は、台風8号崩れの熱帯低気圧の影響もあり、四国・中国地方に大雨を降らせた。

徳島県内では河川の氾濫などにより3人が死亡した。特に兵庫県西部・北部、岡山県東部で被害が大きく、激甚災害に指定されている。

平成26年8月10日高知県安芸市付近に上陸した台風11号は、同時期に九州の西側を通過した台風12号の影響もあり、徳島県内に大雨を降らせた。特に県南部那賀川流域での被害が大きく、驚敷(那賀町)・加茂谷(阿南市)での浸水被害は甚大であった。徳島県内では3人が死亡した。

近年は、地球温暖化等を主たる原因とする異常気象の増加が声高に叫ばれるようになり、日本全国で、これまでにあまり例のなかった台風や集中豪雨による大きな被害が増えている。特に、平成26年広島市内北部で多くの死者を出した土砂災害、平成27年茨城県・栃木県鬼怒川の堤防決壊を中心に被害が出た東北・北関東での土砂災害、平成29年福岡県・大分県を中心に被害を出した九州北部豪雨、平成30年の岡山県・広島県・愛媛県などで大きな被害を出した西日本豪雨、令和元(2019)年に入ってから東日本を襲った台風と、毎年のように豪雨・土砂災害による災害が頻発しているように見える。元々水害の多い徳島市内では、これらの災害を他山の石とせず、風水害に対応する山林・ダム・堤防・雨水処理・道路・水門などの水害を軽減するシステムを不断に監視して、よりよい方向へ見直していくことが望まれている。

2 戦後の干害と渇水

干害と水害は表裏の関係にあり、水害を伴う台風や集中豪雨の大雨により水不足が一気に解消することはよくあることである。また、ダムによる貯水及び水量の調節機能により、以前のように深刻な水不足を引き起こすことは減ってきている。戦後徳島県内では、一時的に旱魃のような状況にあっても、降雨により解消される状態が続いており、地域によっては農産物などに深刻な状況になることもあったが、凶作によって食糧不足に追い込まれるようなことはなかった。その後徐々に水は水田耕作等の農業用水だけでなく、工業用水さらに飲料水などの生活用水として利用の多様化が進み、水不足が表面化して、節水が叫ばれるようになった。徳島県は、大川である吉野川・那賀川があるため比較的水に困ることは少ないとされてきたが、近年では年間での水利用量が平準化して、従来水不足とされない冬季などでも、ダムの貯水量の減少から取水制限が行われる事態となった年もある。ここでは農業生産に影響する旱魃と、社会全体の渇水について概観する。

第二節 風水害・干害・海難

表 82 徳島県における戦後の干害及び渇水

和暦	西暦	時期	原因	被害または取水制限河川	備考
昭和22	1947	7月下～9月上	少雨	水稻に影響なし。限定的	
昭和26	1951	7月中～8/18	連続干天	高温と早魃による農業被害あり	
昭和30	1955	7/24～8/21	連続干天		長安口ダム底をつく
昭和31	1956	7/16～8/15	降雨無し	農作物に被害	
昭和35	1960	2月	高温少雨	野菜・果樹に大きな被害	
昭和37	1962	2月～3月	少雨		
		9月～10月	少雨	陸稲・水稻・果樹・野菜に被害	
昭和42	1967	6月	空梅雨	水稻に被害	
		7月～10月	少雨	農産物に被害	
昭和48	1973	6月上～8月上	少雨	水稻・野菜・果樹に被害	
昭和53	1978	7/4～9月上	高温晴天	水稻・野菜・果樹に被害	
昭和56	1981	7月～8月	少雨	水不足。農作物への影響小	
平成2	1990	7/4～8/21	高温少雨	サツマイモ・ネギなどに大きな影響	
平成5	1993	4月		那賀川流域 (4/19～4/30)	農業用水・工業用水
平成6	1994	6月～8月	高温少雨	吉野川流 (6/29～8/19、8/31～11/14)	上水(生活用水)・工業用水・農業用水
		7月		那賀川流 (7/15～7/25)	
平成7	1995	3月	渇水	吉野川流域 (3/10～4/28)	
		7/25～10/17	高温少雨	渇水対策本部を9/8～10/17まで置く	
			渇水	吉野川流域 (9/6～10/23、12/8～翌5/21)	
			渇水	那賀川流域 (3/8～4/28)	工業用水
平成8	1996		渇水	那賀川流域 (8/26～9/24)	農業用水・工業用水
			渇水	那賀川流域 (1/11～3/18)	工業用水
			渇水	那賀川流域 (工業用水6/1～6/10、農業用水6/3～6/10、農業&工業用水8/12～8/19)	
			渇水	那賀川流域 (2/11～3/11)	工業用水
平成9	1997		渇水	那賀川流域 (工業用水4/29～5/13、農業用水4/30～5/13)	
			渇水	吉野川流域 (8/30～9/21)	
平成10	1998		渇水	那賀川流域 (9/6～9/19)	農業用水・工業用水
			渇水	那賀川流域 (1/16～3/16)	
平成11	1999		渇水	吉野川流域 (2/7～4/12、一時解除あり)	上水(生活用水)・工業用水・農業用水
			渇水	那賀川流域 (工業用水2/25～3/23、農業用水3/15～3/23)	
平成12	2000		渇水	那賀川流域 (7/22～7/28)	工業用水・農業用水
			渇水	那賀川流域 (4/13～5/9)	工業用水・農業用水
平成14	2002		渇水	那賀川流域 (4/16～4/24、6/14～7/25)	工業用水・農業用水
平成16	2004		渇水	那賀川流域 (農業用水7/28～8/2、工業用水7/15～7/25)	
平成17	2005	4月～6月	少雨・渇水	那賀川流域 (4/26～7/12、8/3～9/6)	工業用水・農業用水
平成19	2007		少雨・渇水	那賀川流域 (4/17～6/30)	
平成20	2008		渇水	那賀川流域	工業用水・農業用水
平成21	2009		少雨	那賀川流域 (4/20～7/1)	
平成25	2013	5月・7月	少雨・渇水	那賀川流域 (5/21～6/21、8/3～9/3)	

戦後の干害及び渇水について記した表82を見ると、3、4年に1度のペースで少雨による干害が起こっており、農作物への被害が問題となっている。6月・7月の空梅雨や夏季の晴天続きが原因となっているが、昭和35(1960)年と37年は冬から早春にかけての少雨が、野菜や果樹などの商品作物に被害を与えている。平成5(1993)年からは、具体的な河川ごとの取水制限についての記述に変わっている。平成6年及び7年は、西日本を中心に全国的に渇水とされた。徳島では6月の梅雨時期から8月まで高温少雨が続き、水稻・野菜・果樹にも大きな被害が出た。吉野川流域では渇水対策として、6月29日～8月19日と8月31日～11月14日までの128日間、上水(生活用水)・工業用水・農業用水ともに取水制限が行われた。吉野川上流の早明浦ダムでは取水制限を3次まで高めたが、7月24日には利水分の貯水率がゼロとなり、発電専用の用水を利用するに至った。24日夜半に雨となり、ようやく渇水の状況を脱することができた。香川県高松市の上水道では、6月29日から給水制限が始まり、7月15日からは1日5時間の給水となった。こうした断水は9月30日まで行われ、給水制限が完全に解除されたのは11月14日であった。翌7年も渇水は続き、吉野川流域では春3月10日～4月28日までの50日間、秋の9月6日～10月23日までの48日間、冬12月8日～翌年(平成8年)5月21日までの166日間、渇水のため取水制限が続いている。那賀川流域でも春3月8日～4月28日までは工業用水のみの取水制限、8月26日～9月24日までは農業用水と工業用水の取水制限を行っている。特に、7月25日～10月17日までは高温少雨が続き、徳島県では9月8日～10月17日まで渇水対策本部を置き警戒を強めた。平成13年4月13日～5月9日の25日間、農業用水と工業用水の取水制限では、最高節水率が農業用水66%・工業用水80%と大変高いものだった。この時期、農家はちょうど田植えに当たっており打撃を受け、利水企業は操業停止に追い込まれた。平成17年の4～6月にかけては少雨で、那賀川流域で渇水となった。4月26日～7月12日まで取水制限が続いた。さらに、8月3日から再び取水制限が始まり9月6日まで続いた。この期間の農業及び工業取水量は通常の取水量の約13%にとどまり、大きな被害を受けた。平成21年春、那賀川上流は少雨となり、4月20日に取水制

限を開始、6月25日には第7次取水制限に及んだが、6月30日以降の降雨により7月1日に取水制限は解除された。このように、少雨・干天を原因とする渇水への対策は、河川の水を資源と考え、どのように分配し有効に活用するかを判断しながら対処する現代的なかたちに変わってきた。しかし産業としての農業・工業の生産性に関わる一方、生活用水とも直接関わる身近な問題であり、まだまだ解消しきれない課題を含んでいる。

3 戦後の海難事故

平成10(1998)年4月5日、淡路島と本州を結ぶ明石海峡大橋が架かり、徳島県は本格的な全国の高速度道路網へのアクセスを得ることとなり、人の移動と物流は船からバス・トラックへと大きく転換した。また、通信機器やソーナー(音波探知機)やレーダー(電波探知機)、気象予報の発達により、大きな海難事故は減少しているといえよう。しかし、瀬戸内海の東の出入り口で、主要航路で往来する船が多いうえに島や暗礁も多く、航行できる幅が狭い所で500mしかない鳴門海峡や、操業のため低速で航行する小型漁船や、養殖網や定置網の設置も多い紀淡海峡では、古くから船舶の事故は避けられなかった。

鳴門海峡で平成14年から18年までの間に海難審判の採決を受けた海難事故は15件で、衝突3件・乗揚げ11件・単独の衝突1件となっている。そのうち最も狭く強い潮流域である大鳴門橋下での事故が8件で、全て天候は晴れ、うち6件は昼間に発生しており、潮流の影響が強いことがわかる。さらに、鳴門海峡では梅雨の時期などに視界が50m以下になるような濃霧が発生することがあり、昭和57(1982)年5月9日、昭和63年6月8～9日、7月10～11日、7月16日、9月24日、平成9年5月15日、平成12年5月23日、平成15年4月12日に繰り返し衝突や座礁などの事故を起こしている。

戦後徳島における最大の海難事故といえ、昭和33年1月26日に発生した汽船南海丸の遭難事故である。17時、徳島地方気象台は強風注意報を発令していたが、南海汽船株式会社所属の紀阿連絡航路定期旅客船「南海丸」は、17時30分頃和歌山港へ向け小松島港を出航した。しかし18時28分頃、沼島の南東方で「キケンキケン」という無線電話での連絡を最後に消息を絶った。当時、南海丸がいた紀伊水道の沼島付近は平均風速17～20m、平均波高4～5mの悪天候であったものと推定されたため、直ちに海上保安庁の巡視船等による救助体制がとられた。その後、1月28日の16時頃、沼島の南西、水深約40mに沈没している船体が発見された。約1年後船体は引き揚げられたが、旅客139人・乗組員28人の167人全員が死亡もしくは行方不明となる大惨事となった。海難審判の採決文によると、この遭難について、船体及び機関に沈没原因となるような欠陥は無く、発生原因は明らかでないこととされ、生存者がいなかったため事故の詳細は明らかに出来なかった。気圧の谷に伴う前線と高気圧によって強風となり、強風におおられた高波によって沈没したのではないかとされている。

近年は、こうした大きな海難事故は見られないが、プレジャーボートの転覆や、釣り人の遭難等の事故が散見される。予断による無理な計画は避けたいところである。

第三節 地震・津波

1 昭和南海地震

昭和19(1944)年12月7日午後1時35分、熊野灘を震源とするマグニチュード(M_l)地震計で観測される波の振幅(7・9)の地震が発生し、静岡・愛知・三重・奈良・滋賀などに大きな被害があった。この地震は昭和東南海地震と呼

第三節 地震・津波

2・4 mであり、死者1人が出た（「徳島の地震津波」）。

徳島大学の徳谷寛らの調査研究によると、徳島市においても吉野川河口から10 km、新町川で7 km、園瀬川で7 kmまで津波が遡上したとされる。地震体験者からの聞き取り調査によると、徳島市内では震度3〜6弱程度の揺れがあったと想定でき、震度5弱となったところが最多であった。特に、応神・川内・沖洲地区では震度5もしくは6と考えられる揺れの証言が多く聞かれたことから、他地域に比べ大きな地震動があったことが推定されるほか、これらの地域では田畑における噴砂も多数確認されている（「徳島市における昭和南海地震の被害様相再現へのアプローチ」）。また、福島新橋は大量の木材が橋脚にぶつかったことにより倒壊した（「昭和南海地震体験談にみる徳島市の姿と知恵」）。徳島市における被害は死者2人、けが人5人、家屋の全壊23戸、半壊22戸、堤防決壊1カ所、船舶流出3カ所、田畑冠水60町歩（約59・5 ha）、木材流出500石（約13・9 t）であった。徳島市街地には昭和20年7月4日の徳島大空襲による焼け野原が残り、いまだがれき撤去などの復興が十分なかでの二重の被災となった。市内各所では地盤沈下のため、かさあげが必要となり、川内地区では沿岸部の広い範囲で地盤沈下と塩害が発生し、盛土による農地復旧が行

ばれ、この地震に伴う津波は現在の美波町日和佐でも高さ2 mを記録した。この2年後の昭和21年12月21日午前4時19分、紀伊半島沖を震源とするM8・0の昭和南海地震が起こった。被害は中部から九州まで広範囲に及び、この地震による死者は全国で1362人、負傷者3842人、行方不明者113人、家屋の全壊1万1506戸、半壊2万3487戸、流出1451戸、焼失は2598戸であった。特に、高知・徳島・和歌山の被害は甚大で、徳島県下では特に県南部において津波による著しい被害があり、行方不明者を含む死者202人、負傷者258人、家屋の全壊602戸、流出413戸であった（表83）。

海陽町穴喰浦では、津波の高さは3・4 mに達し、津波は海岸部の低地と穴喰川に沿った水田に流れ込み、1 mを超える床上浸水を受けた家屋もあった。この津波により9人の死者があった。海陽町鞆浦では津波の高さ2・1 mで、一部の家屋が浸水したのみであった。海陽町浅川では、浅川湾で3・9〜4・8 mの津波を記録し、浅川の町では床上1・2 mほど浸水した。津波が浦上川の支流を遡上したため民家の多くが倒壊し、死者85人を出した。牟岐町では津波の高さが観音寺川の河口で4・2 m、舟頭川の河口で5・7 mに達し、周辺家屋の過半数が床上浸水した。これらの津波によって多くの家屋が流失し、死者54人の被害があった。美波町由岐・木岐では、津波の高さは最大3・6 mとなり、大部分の家屋が床上浸水を受けた。この津波によって由岐・木岐・志和岐地区（旧三岐田町）では死者8人の被害があった。阿南市橋町の橋湾周辺では、湾奥で津波の高さ4・9 m、福井川下流で3・6 m、橋の町で3・3・3 m、答島では

表 83 昭和南海地震被害

地区	死者	負傷者	流失	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	堤防 決壊	道路 決壊	橋梁 決壊	船舶 流出	田畑 流出	田畑 冠水	木材 流出
	人													
徳島市	2	5		23	22			1					60	500
名東郡	1			6	8									
小松島	1	3	2	6	10	96	248	3	1	2	11		431	430
那賀郡	6	27	25	47	118	1,844	174	3	12	6	83		954	1,680
海部郡	三岐田	8	16	71	52	198	488	144	11		2	36		12
	日和佐	1	1		5	7	28	58	3		1	4		30
	牟岐	53	40	121	154	199	755	235		1		78	16	67
	浅川	85	80	185	161	169	85	15	4			80	62	23
	穴喰	9	58	9	10	107	97	155	7	3		35		96
鞆奥						42	38	1						1,000
名西郡	4	1		8	6			1						
板野郡	15	6		77	31			4					48	
阿波郡	1	2		6	3									
麻植郡	3	3		7	10									
美馬郡	11	15		33	20									
三好郡				3	20									
合計	202	258	413	602	914	3,440	1,057	40	21	11	330	78	1,734	126,540

*合計には海部郡の上記以外の地点も含む
『徳島県自然災害誌』より引用

われたほか、住吉地区においても30〜35cmの盛土による復旧事業が行われた（『徳島県災異誌』ほか）。

2 チリ地震津波

昭和35（1960）年5月23日午前4時11分（日本時間）チリ沖でM8.5の地震が発生した。その後、24日午前2時すぎから早朝にかけて日本でも太平洋岸一帯に津波が到達し、全国で死者122人、行方不明20人、負傷者873人、家屋全壊1590棟、半壊2258棟という大きな被害があった。津波は北海道・三陸沿岸には午前2時40分頃に到達し、特に岩手県や宮城県などのリアス式海岸の港は突然の津波により大きな被害を受け、宮城県志津川町（現南三陸町）では約1km内陸に津波が到達し、死者34人、行方不明者3人、負傷者56人、家屋全壊986棟、半壊364棟を数えた。

徳島県においても小松島湾へ5月24日午前3時28分に津波が到達し、午前4時10分には海面上昇が見られた。津波の高さは、現在の海陽町浅川で2m、阿南市橘町で2.5〜2.9m、小松島市で1.6m、徳島市で1.4m、鳴門市で1.2mと県北へ行くにつれて減少したが、県内全域では床上浸水1055戸、床下浸水1032戸の被害があった。特に、阿南市橘町は被害が著しく、全町の50%が床上浸水し、災害救助法が発令された。橘町では現在でもこの津波の災害復旧後につくられた堤防が残されているほか、V字型の橘湾奥に位置する鶴地区は町内で最も大きな

被害を受け、平成4年には和光神社に昭和南海地震の潮位とともにチリ地震津波の潮位を記した石碑が建立された（写真180）。また、海陽町の浅川湾では養殖真珠が被害を受け、県内の水産被害の86%を占める大きなものであった（『徳島県自然災害誌』『徳島の地震津波』）。

チリ地震では遠隔地における津波に対する認識の甘さが浮き彫りになり、国際的な太平洋津波警報組織が確立され、以降は国外で発生した海洋型の巨大地震に対しても国内で津波警報や注意報を発令するようになった。

3 阪神・淡路大震災

平成7（1995）年1月17日午前5時46分、淡路島北部沖の明石海峡（北緯34度36分、東経135度2分、深さ16km）を震源とするM7.3の地震が発生した。この地震によって兵庫県を中心に大阪府・京都府など近畿圏が大きな被害を受けた。特に揺れの大きかった兵庫県は甚大な被害を受け、神戸市の一部では震度7の揺れを記録した。この地震による死者は関連死も含め全国で6432人、負傷者4万3792人、行方不明者3人を数えた。住宅被害は全壊が約10万5000棟、半壊が約14万4000棟、また地震発生直後から各地域で火災が同時発生した。

表 84 チリ地震津波被害

地区	床上 浸水	床下 浸水	非住家 流失	畑流失 ・埋没	畑冠水	町歩			カ所		
						道路 決壊	堤防 決壊	通信施 設被害	木材 流出	船舶 破損	非動力 船舶破損
橘	1,000	300	6		35	2	2	7			
大渦		250					1				
津乃峰		50									
福井	32	60	1		80		5				
椿		20					2				14
由岐		62									
日和佐		5	3		15					2	
牟岐	17	200			5						
海南	5	80			8				130		
海部									230		
宍喰	1	5			6				100		17
全県	1,055	1,032	10	1	149	2	10	7	1,381	3	31

*全県は各地区の合計ではない
【徳島県自然災害誌】より引用

特に震源に近い神戸市内は家屋倒壊による多数の死者が出たことをはじめ、阪神高速道路3号神戸線等の倒壊や道路・鉄道の不通による交通ネットワークの寸断、港湾施設の被害など甚大な被害があった。また、瀬戸内海沿岸地域では大規模な液状化が発生し、地盤沈下や地盤の水平移動のため、港湾や橋脚、ライフラインの埋設物への被害が多く発生した。この地震は1月25日の政令により、激甚災害法に基づく激甚災害に指定された。

徳島県内でも震度4の揺れを観測し、震源に近い鳴門市では全壊4棟、半壊84棟の建物被害があり、重傷者9人（鳴門市7人・石井町2人）、軽傷者12人（鳴門市11人徳島市1人）を数えた。重傷者はいずれも落下物や転倒によるものである（『徳島県自然災害誌』）。

阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、古い木造家屋の被害が顕著で、被害者の大半が倒壊した家屋の中で亡くなったことから、震災後には耐震改修促進法が制定され、既存不適格家屋の耐震診断や耐震補強が進められた。また、震災後には全国各地から災害ボランティアが駆け付け、被災者支援にあたったことから「ボランティア元年」と呼ばれた。このような災害ボランティアは、現在では災害復旧や復興にとって欠くことができない存在となっている。

4 東日本大震災

平成23（2011）年3月11日午後2時46分、三陸沖深さ24kmを震源とするモーメントマグニチュード（ M_w ）岩盤の地震であり、東北地方を中心に北海道から九州にかけて震度7～1の揺れを観測し、徳島県内においても17市町で震度2～1の揺れを観測した。気象庁は午後2時49分に岩手・宮城・福島の沿岸に大津波警報、北海道から九州の太平洋沿岸と小笠原諸島に津波警報、津波注意報を発表した。その後、津波警報・注意報の範囲を拡大する続報を順次発表した。この地震によって東北地方で発生した津波は波高10m以上、最大遡上高40・1mにのぼり、東北から関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害が発生した。警察庁発表によると。平成30年3月9日時点での死者は全国で1万5895人、行方不明者2539人、重軽傷者6156人であった。死者の9割以上が津波に巻き込まれたことによる溺死で、他の死因もほとんどが津波のがれきによる圧死などであった（内閣府「平成23年版防災白書」）。また、北海道南岸から関東南部にわたる広大な範囲において、地震の揺れや液状化、地盤沈下などによる被害があった。さらに、この地震から約1時間後の津波により東京電力福島第一原子力発電所（福島県双葉郡大熊町）は運転中の1～3号機で全交流電源喪失に陥り、原子炉を冷却できなくなり、メルトダウン（炉心溶融）が起こった。その結果、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故が発生した。この事故によって周辺住民の避難は長期化し、帰宅困難区域や居住制限区も設定された。

徳島県では3月11日午後2時49分に津波注意報、午後3時30分に津波警報、午後4時8分に大津波警報、12日午後1時50分に津波注意報の順番で発表され、13日午前7時30分にはすべての警報・注意報が解除された。県内の津波観測施設における津波観測値は、小松島市で11日午後5時8分の高さ63cmの第一波が観測され、最大波高は11日午後7時50分に75cmであった。美波町由岐では11日午後4時37分に高さ104cmの第一波が観測され、最大波高は11日午後8時28分に115cmであった。徳島県内では地震の揺れによる被害はなかったが、津波により阿南市で道路が冠水、美波町で養殖筏の破損等の水産被害が生じた。海陽町浅川港では1・64m、阿南市橘港では1・34～2・11mの津波

最高位が観測され、波は防潮施設を越えなかったが、港の物揚場などが浸水した
〔徳島県自然災害誌〕ほか。

徳島市危機管理課の発表によると、東日本大震災の発生に伴い、徳島市では観
光姉妹都市である仙台市に保存食や防災用品など災害時救援物資の提供を行い、
仙台市及び宮城県・岩手県・福島県に義援金を送付した。平成23年4月から10月
にかけては複数回にわたって市職員延べ57人を仙台市へ派遣し、事務職員は権災
証明関係業務及び国民健康保険関係業務に従事したほか、技術職員は被災者支援
住宅・宅地復旧等相談業務などに従事した。また、3月14日からは徳島県からの
要請を受け、宮城県塩釜地区への緊急消防援助隊の派遣を実施した。3月15日か
らは日本水道協会本部からの支援要請を受け、水道局職員を仙台市に派遣し、応
急給水活動を行った。3月22日からは(社)徳島県看護協会からの要請を受け、市民
病院の看護師1人と助産師1人を石巻市に派遣し、福祉避難所において日常生活支援などの看護活動を行った。4月
には徳島県からの職員派遣要請を受け、関西広域連合宮城チームの一員として宮城県北部沿岸市町支援本部に28回に
わたって合計32人の市職員を派遣した。主な活動内容は、避難所運営支援業務と災害弔慰金支給業務であった。また、
徳島県の派遣チームの一員として、5月に徳島市民病院の職員（医師・薬剤師・看護師・事務職員）6人が石巻市立万
石浦中学校において外来診療を行ったほか、4～7月にかけて10回にわたって保健師を仙台市及び気仙沼市に派遣し、
被災者の健康相談や健康チェック・避難所の衛生対策・現地踏査等を行った。